

2023年度(令和5年度)

人権教育・啓発事業実施状況
(個別事業)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

①知事直轄組織（知事室長）

- ・ メディア関係者等に対する働きかけ ① - 1
- ・ きょうと府民だよりの発行 ① - 2
- ・ テレビスポット放送 ① - 3
- ・ ラジオ番組放送 ① - 4
- ・ ラジオスポット放送 ① - 7
- ・ 外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施 ① - 9
- ・ 地域における日本語教育の推進 ① - 10
- ・ 外国人住民の生活環境の整備 ① - 11
- ・ 多文化共生施策の検討 ① - 13
- ・ やさしい日本語市町村研修会 ① - 15

②知事直轄組織（職員長）

- ・ 自己学習支援 ② - 1
- ・ センター研修 ② - 2
- ・ 部局研修・職場研修 ② - 6
- ・ 聞こえのコミュニケーション研修（手話研修） ② - 8
- ・ 参加研修（人権大学講座） ② - 10

③危機管理部

- ・ 消防職員 初任教育及び幹部教育 ③ - 1

④総務部

- ・ 個人情報保護推進事業 ④ - 1
- ・ 府公用封筒による啓発 ④ - 2
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等 ④ - 3
- ・ 総務部人権問題職場研修 ④ - 5

⑤ 総合政策環境部

- ・ 公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成 ⑤ - 1
- ・ 人権教育授業（医学部医学科） ⑤ - 2
- ・ 人権教育授業（医学部看護学科） ⑤ - 3
- ・ 人権教育授業（府立大学） ⑤ - 4
- ・ 教職員人権啓発研修（府立医科大学） ⑤ - 5
- ・ 教職員人権問題研修・学習会 ⑤ - 7

⑥ 文化生活部

- ・ 人権教育資料の作成 ⑥ - 1
- ・ 宗教法人関係者人権問題研修会 ⑥ - 2
- ・ 私立学校教職員人権研修会（専修学校・各種学校対象） ⑥ - 3
- ・ 私立学校教職員人権研修会（小・中・高等学校対象） ⑥ - 4
- ・ 私立学校教職員人権研修会（幼稚園対象） ⑥ - 5
- ・ 「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業 ⑥ - 6
- ・ 犯罪被害者支援活動推進事業 ⑥ - 7
- ・ 再犯防止施策の推進事業 ⑥ - 9
- ・ 男女共同参画審議会開催事業 ⑥ - 10
- ・ 京都ウィメンズベース事業 ⑥ - 11
- ・ 女性活躍応援塾事業 ⑥ - 12
- ・ マザーズジョブカフェ推進事業 ⑥ - 13
- ・ 保育ルーム設置促進事業 ⑥ - 14
- ・ 男女共同参画センター運営助成事業 ⑥ - 15
- ・ 女性つながりサポート事業 ⑥ - 16
- ・ ドメスティック・バイオレンス対策事業 ⑥ - 17
- ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業 ⑥ - 18
- ・ 女性リーダー育成事業（京都府女性の船事業） ⑥ - 19
- ・ 消費者あんしんサポート事業費 ⑥ - 20

⑦文化生活部（人権啓発推進室）

- ・ 人権啓発イメージソング活用事業 ⑦ - 1
- ・ 人権啓発に関するホームページ ⑦ - 2
- ・ 啓発資料等作成・配布 ⑦ - 3
- ・ 街頭啓発 ⑦ - 4
- ・ 新聞意見広告 ⑦ - 5
- ・ 新聞意見広告〔人権口コミ情報〕 ⑦ - 6
- ・ 人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕「Voice To You」 ⑦ - 7
- ・ 人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕「もっと知りたい！人権情報」 ⑦ - 8
- ・ 世界人権宣言75周年記念 京都ヒューマンフェスタ2023 ⑦ - 9
- ・ 人権フォーラム ⑦ - 11
- ・ 人権擁護啓発ポスターコンクール ⑦ - 12
- ・ 人権啓発指導者養成研修会 ⑦ - 13
- ・ 京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会 ⑦ - 16
- ・ 人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊） ⑦ - 20
- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会事業 ⑦ - 21
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業 ⑦ - 22
- ・ インターネット上の人権侵害等についての啓発 ⑦ - 23
- ・ 性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会 ⑦ - 25

⑦文化生活部（人権啓発推進室）（続き）

- ・ インターネット上の人権侵害対策検討会 ⑦ - 26
- ・ 人権啓発活動再委託事業 ⑦ - 27
- ・ 人権問題啓発補助事業 ⑦ - 28
- ・ 地域交流活性化支援事業 ⑦ - 29
- ・ 人権啓発地域活動事業 ⑦ - 30

⑧健康福祉部

- ・ 看取りプロジェクト推進事業 ⑧ - 1
- ・ 高齢者総合相談センターの運営 ⑧ - 2
- ・ 認知症総合対策事業 ⑧ - 3
- ・ 高齢者の権利擁護の推進 ⑧ - 4
- ・ 障害者の権利擁護の推進 ⑧ - 5
- ・ 発達障害者支援体制整備事業（障害者自立支援費） ⑧ - 6
- ・ 障害者に対する理解と交流促進活動 ⑧ - 8
- ・ 聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業 ⑧ - 9
- ・ 精神障害者家族支援強化事業 ⑧ - 10
- ・ ヤングケアラー支援体制強化事業 ⑧ - 11
- ・ 児童虐待総合対策事業（オレンジリボンキャンペーン） ⑧ - 13
- ・ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業 ⑧ - 14

⑧健康福祉部（続き）

- ・ 青少年インターネット被害対応事業 ⑧ - 15
- ・ 自殺防止総合対策事業 ⑧ - 16
- ・ ハンセン病問題啓発事業 ⑧ - 17
- ・ エイズに関する普及啓発事業 ⑧ - 18
- ・ 健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者） ⑧ - 19
- ・ 生活保護関係職員研修（生活保護現業員研修） ⑧ - 21
- ・ 新任査察指導員研修・生活保護査察指導員会議 ⑧ - 22
- ・ 民生委員・児童委員協議会 代表者研修会 ⑧ - 23
- ・ 民生委員・児童委員人権問題啓発研修会 ⑧ - 24
- ・ 社会福祉施設長研修会 ⑧ - 26
- ・ 社会福祉施設職員等研修 ⑧ - 28
- ・ 京都府認知症介護に係る研修 ⑧ - 29
- ・ 保育職員人権研修等事業 ⑧ - 30
- ・ 児童虐待総合対策事業（市町村児童相談担当職員研修） ⑧ - 31
- ・ 健康福祉部人権問題職場研修（保健福祉事業従事職員人権研修会） ⑧ - 33

⑨ 商工観光労働部

- ・ 公正採用選考啓発事業 ⑨ - 1
- ・ 労働相談事業 ⑨ - 2
- ・ 府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業 ⑨ - 4
- ・ 企業内人権問題啓発セミナー ⑨ - 5
- ・ 企業・職場人権啓発推進事業 ⑨ - 7
- ・ 府営工業団地立地企業人権研修 ⑨ - 8
- ・ シルバー人材センター人権研修 ⑨ - 10

⑩ 農林水産部

- ・ 農村女性育成事業（直営）京の農林女子カパワーアップ支援事業（委託） ⑩ - 1
- ・ 農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助 ⑩ - 2
- ・ 農林漁業関係団体職員人権啓発研修 ⑩ - 3

⑪ 建設交通部

- ・ 宅地建物取引業者人権啓発 ⑪ - 1
- ・ 建設業者人権啓発研修 ⑪ - 2

⑫教育庁

・ 子どもの未来を守る事業	⑫	-	1
・ いじめ防止・不登校支援等総合推進事業	⑫	-	3
・ 人権教育資料作成（人権学習モデルカリキュラム集）	⑫	-	4
・ 人権教育資料作成（人権教育進路保障資料）	⑫	-	5
・ 消費者被害の未然防止	⑫	-	6
・ 人権教育研究推進事業（人権教育研究指定校事業）	⑫	-	7
・ 人権教育研究推進事業（人権教育総合推進地域事業）	⑫	-	8
・ 人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備）	⑫	-	9
・ 森と小川の教室推進事業	⑫	-	10
・ トータルアドバイスセンター設置事業	⑫	-	11
・ 教職員研修事業（京都府総合教育センターの研修）	⑫	-	12
・ 学校における人権研修	⑫	-	15
・ 人権教育指導者研修会	⑫	-	17
・ 人権教育行政担当者等協議会	⑫	-	19

⑬警察本部

- ・ 児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応 ⑬ - 1
- ・ サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動 ⑬ - 2
- ・ 職務倫理教養 ⑬ - 3
- ・ 採用時における人権教育 ⑬ - 4
- ・ 聞こえのサポーター養成講習会 ⑬ - 5
- ・ 所属ハラスメント相談員研修会 ⑬ - 6
- ・ 死傷者多数事案における被害者等支援連携訓練 ⑬ - 7
- ・ 新任犯罪被害者担当者研修会 ⑬ - 8
- ・ 本部特別被害者支援要員及び警察署犯罪被害者支援担当者等研修会 ⑬ - 9
- ・ 新規性犯罪指定捜査員等研修会 ⑬ - 10
- ・ 性犯罪捜査専科 ⑬ - 12

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
メディア関係者等に対する働きかけ		随時	<p>(1)事業の目的・概要 府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。</p> <p>(2)実施状況〔対象者及びその数〕 府政記者クラブ加盟16報道機関</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権に配慮した取材・報道がなされた。 【課題・今後の取組】 報道における人権への配慮は、各報道機関においても留意されているところであるが、「京都府総合計画」及び「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」の趣旨を伝え、人権に配慮した取材・報道が今後とも行われるよう取り組む。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	メディア関係者等		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
きょうと府民だよりの発行		8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間) ほか	<p>(1)事業の目的・概要 府政広報紙による人権啓発を実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・ 12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・ 他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載 <p>〔数 量〕 毎月 1, 220, 000部 (別途文字拡大版 800部・点字版 250部、テープ版・デージー版（CD）400本)</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権特集や人権口コミ講座の記事を通して、多くの読者に人権について改めて考えてもらえる記事を作成した。 【課題・今後の取組】 今後も、話題となっている人権関連のトピック等を交えて、啓発を続けていく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
テレビスポット放送			
新規・継続等	継続	5月 (憲法週間) 8月 (人権強調月 間) 9月 (就職採用選 考) 12月 (人権週間) 3月 (就職)	(1)事業の目的・概要 人権問題に関するスポット放送を行う。 (2)実施状況 [放送局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポット (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 インターネット利用時の注意喚起や性の多様性など、多岐にわたる人権問題について、親しみやすいイラストを活用したテレビCMを放送し、人権啓発活動の推進を図った。 【課題・今後の取組】 継続した啓発が必要であることから、引き続きテレビCMを活用した情報発信に取り組む。
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [きょうとほっと情報]			
新規・継続等	継続		(1)事業の目的・概要 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。 (2)実施状況 [放送局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成 (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権問題の解決に向けて、電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図った。 【課題・今後の取組】 継続した啓発が必要であることから、引き続き電波媒体を活用した情報発信に取り組む。
担当課(室)	広報課	8月	
人権教育・啓発の対象・手法等		9月	
人権教育・啓発の場	家庭	11月	
特定職業従事者		12月	
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [Meets the Kyoto]		6月	<p>(1)事業の目的・概要 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。</p> <p>(2)実施状況 [放送局] エフエム京都</p> <p>[放送内容] 時宜に応じ、京都府の取組等を広報</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権問題の解決に向けて、電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図った。 【課題・今後の取組】 継続した啓発が必要であることから、引き続き電波媒体を活用した情報発信に取り組む。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [京都トークRUN]		11月	(1)事業の目的・概要 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。 (2)実施状況 [放送局] KBS京都 [放送内容] 時宜に応じ、京都府の取組等を広報 (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権問題の解決に向けて、電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図った。 【課題・今後の取組】 継続した啓発が必要であることから、引き続き電波媒体を活用した情報発信に取り組む。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	(1)事業の目的・概要 人権問題に関するスポット放送を行う。 (2)実施状況 [放送局] エフエム京都 [放送内容] 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の40秒スポット (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権問題の解決に向けて啓発活動が重視される今日、若年層をターゲットに、繰り返し電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図った。 【課題・今後の取組】 継続した啓発が必要であることから、引き続き電波媒体を活用した情報発信に取り組む。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	<p>(1)事業の目的・概要 人権問題に関するスポット放送を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔放送局〕 KBS京都</p> <p>〔放送内容〕 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の20秒スポット</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【成果・効果】 人権問題の解決に向けて啓発活動が重視される今日、若年層をターゲットに、繰り返し電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図った。 【課題・今後の取組】 継続した啓発が必要であることから、引き続き電波媒体を活用した情報発信に取り組む。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施		通年	<p>(1)事業の目的・概要 外国人住民に対して生活情報等の提供や相談の実施を行うとともに、多言語対応を推進する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕生活支援等 〔事業の対象者及びその数〕外国人住民 〔内 容〕 ○外国人住民総合相談窓口の運営 「京都府外国人住民総合相談窓口」（令和元年6月開設）において、外国人住民に対する生活情報の提供・相談を実施する。 （対応言語）日本語、英語、ベトナム語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、シンハラ語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、ヒンディー語、ベンガル語、ロシア語、マレー語、モンゴル語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ウクライナ語（全23言語） ○やさしい日本語の活用・普及促進 外国人住民とのコミュニケーション手段として有効な「やさしい日本語」の府内における活用と普及を促進 ○府庁舎における多言語対応の推進 外国人住民への円滑な多言語対応のため、オンライン通訳サービス等を導入 ○多言語による生活情報等の提供 ①府のホームページによる発信（英語、中国語、ベトナム語、やさしい日本語） ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Monthly News」（英語版）の発信（1回/月） ③留学生スタディ京都ネットワークのポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・令和5年度相談窓口実績：1,690件 ・多言語による相談対応や情報提供を引き続き実施</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
外国人			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
地域における日本語教育の推進		通年	<p>(1)事業の目的・概要 「地域における日本語教育推進プラン」（令和元年12月策定）に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕日本語教育 〔事業の対象者〕外国籍府民 74,664人（令和5年12月31日時点） 〔事業規模〕府全域 〔内 容〕 ・日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援 ・学習支援者養成講座やスキルアップ研修の実施 ・府、市町村、地域日本語教室、企業等が参加する意見交換会の実施 ・日本語教育の推進に取り組む市町村の支援（京都府地域日本語教育推進事業費補助金等）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・学習支援者養成講座等の実施により、学習支援者の確保に努めた。 開催地域：宇治市、木津川市、福知山市、久御山町 養成数：47名 意見交換会 実施回数 1回 八幡市 ・令和6年度は、有識者の意見や日本語教室などのニーズを踏まえ、日本語教育推進プランを改定する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国人住民の生活環境の整備		通年	<p>(1)事業の目的・概要 （公財）京都府国際センターと協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国籍府民に対する災害時支援体制を整備する。</p> <p>(2)実施状況 [事業種別] 防災啓発等 [事業の対象者] 外国籍府民 74,664人（令和5年12月31日時点） [事業規模] 府全域 [内 容] ○災害時多言語支援センター開設・運営支援 ○災害時支援ワーキング会議、防災訓練 ○災害時外国人サポーター（（公財）京都府国際センターボランティア）等の募集・登録・研修 ○外国人のための防災ガイドブックの作成・配布 （作成言語）やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 （配布場所）府内市町村、地域の日本語教室、市町村国際化協会等</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・災害時外国人支援ネットワーク会議を3回開催、府・市町村・関係機関で情報共有し、災害時における支援体制の連携強化を図った。 ・外国籍府民及び日本人支援者を対象に災害や防災への理解を深めるための取組を継続</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
外国人住民の生活環境の整備		通年	<p>(1)事業の目的・概要 留学生等を対象に住環境の整備を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕生活環境整備 〔事業の対象者及びその数〕府内留学生 14,205人 (R4.5.1時点) 〔内 容〕 ○留学生寮の運営 「きょうと留学生オリエンテーションセンターさつき寮・みずき寮」に「留学生オリエンテーター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施 ○外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 ○外国人のための医療ガイドブック 外国人が日本の病院にかかる際に役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載 （作成言語）やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・留学生寮において、ウェルカムパーティーや防災・防犯イベントの実施等を通して、留学生が日本での生活に慣れるよう支援を行った。 ・外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居について、令和5年度は2戸に対し応募があり、1戸入居に至った。 ・医療ガイドブックについて、日本語が不慣れな外国人が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えることに寄与した。 ・留学生は年々増加しており、継続した住環境支援を推進する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
多文化共生施策の検討		通年	<p>(1)事業の目的・概要 外国籍府民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等について、外国籍府民共生施策懇談会、産学公連携海外人材活躍ネットワーク、京都府外国人材受入れ・共生施策推進本部会議等において検討</p> <p>(2)実施状況 [事業種別] 有識者会議等 [会場] 第1回：京都府庁3号館、第2回：京都経済センター [開催時期] 第1回：令和5年8月30日（水）、第2回：令和6年3月21日（木） [内容] 外国籍府民が府内で生活する際の課題抽出や、その解決のため施策等の検討</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・外国籍府民共生施策懇談会を2回開催し、「地域における日本語教育推進プラン」改定等に向けて様々な見地から意見をいただくことができた。 ・引き続き、有識者の意見をいただきながら、多文化共生の取組を推進する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
多文化共生施策の検討		通年	<p>(1)事業の目的・概要 ウクライナ情勢の影響を受ける府内在住のウクライナ人等に対する支援の実施</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕生活支援等 〔事業の対象者及びその数〕 対象者：府内在住のウクライナ避難民 府内の受け入れ人数：101名（内訳：京都市97名、八幡市3名、宇治市1名） 現在の府内在住者数：80名（内訳：京都市79名、宇治市1名） ※R6.4.11時点</p> <p>〔内 容〕 ○府内在住ウクライナ人等相談支援事業（令和4年3月18日開始） 国際センターに設置の「京都府外国人住民総合相談窓口」（再掲）において専用窓口を開設 ○ウクライナ留学生に対する緊急生活支援事業補助金 ○京都府ウクライナ避難民支援義援金の受付（令和4年5月17日開始） ○府内在住ウクライナ避難民への一時金の支給 ○府内在住ウクライナ避難民に対する府営住宅の提供</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・専用相談窓口では、13件の相談に対応 ・ウクライナ留学生に対する緊急生活支援事業補助金は、1大学の留学生5名に支給 ・京都府ウクライナ避難民支援義援金で集めた義援金は、一時金として、京都市以外の1名のウクライナ避難民に支給 ・府営住宅にはこれまで2名を受入れ ・ロシアによるウクライナ侵攻の終わりが見えないことから、引き続き支援を継続</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	やさしい日本語市町村研修会	② 担当課（室）	国際課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	行政窓口等において外国人住民とのコミュニケーション手段として有効な「やさしい日本語」の活用が促進されるよう、府及び市町村の住民対応窓口担当職員等と研修会を実施		
④ 対象者	府職員、市町村職員	⑤ 参加者数	延べ35人
⑥ アンケート実施有無	○ ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年9月28日（木）	対面	やさしい日本語の概要、やさしい日本語の書き換え グループワーク	「やさしい日本語」有志の会 花岡 正義氏、杉本 篤子氏	講義、グループワーク
2	令和5年12月19日（火）	対面	やさしい日本語の概要、やさしい日本語の書き換え グループワーク	「やさしい日本語」有志の会 花岡 正義氏、杉本 篤子氏	講義、グループワーク
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	第1回目・第2回目ともに、やさしい日本語についてより理解を深めるため、概要で基礎を学んだ後、対面で書き換えの練習とグループワークを行い、実践力を養った。
⑬ 参加状況について	部署を問わず、多くの職員に集まっていた（参加団体数11府市町）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	研修を経て活用までに至っていない自治体が多かった。今後は、より多くの場面で活用できるよう、課を縦断しての取組が必要。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
自己学習支援			<p>(1) 事業の目的・概要 府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する人権関係情報の提供</p> <p>(2) 実施状況 ○事業種別 京都府職員ポータルサイトへ人権研修資料を掲載 ○テーマ等 <掲載資料> ◇世界人権宣言 ◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ◇新京都府人権教育・啓発推進計画 ◇令和5年度人権問題研修計画 等 ◇研修講演録 ◇研修用スライド ○事業規模 全職員対象</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） 情報の提供により、人権意識高揚に向けた自己啓発の促進に役立てた。 アクセスのしやすいポータルサイトの運営を検討していく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（職員長）】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	センター研修	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施		
④ 対象者	全職員（採用年次・職務等で指定する研修あり）及び府内市町村の新規採用職員	⑤ 参加者数	2,941人
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年4月5日	職員研修・研究支援センター	人権問題	人権啓発推進室主事 米山美沙紀	講義
2	令和5年10月12日	京都学・歴彩館	人権問題	高齢者総合福祉施設神の園総合施設長 齋藤裕三	講義
3	令和5年11月28日～令和6年1月19日	リモート研修（動画視聴）	AIと人権～AIによる差別を巡る問題を中心に	九州大学法学研究院准教授 成原慧	講義
4	令和5年4月24日	職員研修・研究支援センター	人権問題	人権啓発推進室長 浅野浩司	講義
5	令和5年4月27日～5月31日	リモート研修（動画視聴）	人権問題	人権啓発推進室主事 米山美沙紀	講義
6	令和5年7月26日	職員研修・研究支援センター	職場研修の進め方について 参加型職場研修の実践	人権啓発推進室長 浅野浩司 穀雨企画室代表 渡辺毅	講義、ワークショップ
7	令和6年2月7日	職員研修・研究支援センター	自分から始める人権	一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事 柴原浩嗣	ワークショップ
8	令和6年2月20日	職員研修・研究支援センター	様々な人権課題について	穀雨企画室代表 渡辺毅	ワークショップ
9	令和5年12月15日	世界人権問題研究センター	このまちが好きだから～被差別の歴史をもつ地域に生まれて	崇仁発信実行委員会代表 藤尾まさよ	講義、フィールドワーク

10	令和6年2月9日	立命館大学国際平和ミュージアム	平和講義及びミュージアムの見学	立命館大学国際関係学部教授 君島東彦	講義、フィールドワーク
11	令和6年2月7日	リモート研修（オンラインワークショップ）	自分から始める人権	一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事 柴原浩嗣	ワークショップ
12	令和6年1月20日～2月28日	リモート研修（動画視聴）	聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	講義、実技
13	令和5年12月25日～令和6年1月31日	リモート研修（動画視聴）	人権関連法（いわゆる人権三法）について	職員研修・研究支援センター次長 鍛智行	講義
14	令和5年12月25日～令和6年1月31日	リモート研修（動画視聴）	部落差別の今日的な捉え方～アイデンティティから考える差別	世界人権問題研究センター研究員 坂田良久	講義
15	令和5年12月25日～令和6年1月31日	リモート研修（動画視聴）	ビジネスと人権	世界人権問題研究センター研究員 井上良子	講義
16	令和5年12月25日～令和6年1月31日	リモート研修（動画視聴）	認知症になっても暮らしやすい地域を作る	京都光華女子大学准教授 金治宏	講義
17	令和5年12月25日～令和6年1月31日	リモート研修（動画視聴）	障害のある人とスポーツ	立命館大学教授 金山千広	講義
18	令和5年12月12日、13日、令和6年1月24日、2月14日	リモート研修（オンラインワークショップ）	一人一人の価値観を大切に	株式会社ナースハート代表取締役 井上泰世	ワークショップ
19	令和5年10月25日、11月8日、11月14日、11月29日	講義	共生社会の実現に向けて	人権啓発推進室 主事 石川真紀、柳館夏姫、副主査 広瀬久美子、吉岡美千子	講義

※研修実施回数に応じて

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般職員には、公務員として人権問題に関する様々な課題をより広く深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組む姿勢と、人権の視点に立って職務を遂行する姿勢の確立に役立つよう、人権尊重の理念や個別の人権課題の現状・課題、人権行政の動向をテーマとした。 ・ 管理・監督職員には、人権問題を巡る現状を的確に把握し、人権尊重社会の実現に向け職責に応じ積極的な役割を果たすことができるよう、様々な人権問題の現状・課題や府の人権行政の推進方針をテーマとした。 ・ 具体的な研修テーマとしては、同和問題（部落差別）や障害者などの人権問題について取り上げるとともに、社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題にも留意したテーマ設定を行った。 ・ また、いわゆる人権三法（部落差別解消法、障害者差別解消法及びヘイトスピーチ解消法）の整備等を受けて、その周知と理解を深めるため、法の趣旨等の説明を行った。 ・ 福祉施設等の職員を講師に迎え、現場の状況をリアルに話していただいたり、講義とワークショップの組み合わせやグループ討議等参加型研修を取り入れることで、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することにより人権意識をより高められるよう工夫を行った。 ・ さらに、地域における同和問題に関する具体的な取り組み等を学ぶため、フィールドワークによる部落差別解消に向けた研修を行った。 ・ 差別を自分のこととして理解できるようにするため、若手職員を対象とした研修等においてワークショップを8回実施し、様々な意見を聞き、自ら考え理解することに重点をおくとともに、職場に持ち帰って活用できる実践型研修とした。
<p>⑬ 参加状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用年次や職位による指名研修については、公務都合等特別な事情のある者を除き対象者全員の参加を得ている。 ・ 参加総数は2,941人と多くの参加を得ており、全職員の人権意識が高まるよう人権問題研修の受研機会の確保に努めている。

⑭ 研修効果（課題・方向性等）について

・ 若手職員に対し、同和問題をはじめとして、様々な人権問題について、正しい理解のための情報を継続的に伝えていくことや、人権問題を自分のこととして捉え、能動的に行動できる職員を育成するために、集合研修とOJTの相互補完がより重要である。

・ アンケートでは、「公務員として、人権尊重の考えを当たり前に行うことはもちろんのこと、業務においてもフラットな立場で適切に判断することが大切と改めて感じた。」や「日々の職務において、人権を意識した仕事をするのが重要と考える。」など、気づきについての感想が多く見られ、公務員として常に人権感覚を持ち、仕事を進めていかなければならないという自覚を促すことにつながっている。

・ また、管理職員では、「常に自己の言動に関する意識を持ちつつ、自ら点検・検証していくことが大切であると感じている。」などの感想があり、全体として採用年次や職位による研修の趣旨に即した受け止めがなされている。

・ 研修内容等についての満足度や職務への有効性については、話題性があったり時宜を得た内容の研修は満足度が高い傾向にあるが、実施回によって満足度や有効性にばらつきがあることから、テーマ設定や研修方法等に引続き工夫が必要と感じている。

・ リモート研修については参加のしやすさの点から概ね好評だったため、講義型研修については引き続き動画視聴研修を実施し、オンラインワークショップも一部継続した。

・ 今後も研修目的や内容に応じて、適切な実施方法を選択するとともに、場合によっては実施形式を組み合わせることで、効果的かつ効率的に研修を実施できるよう工夫していきたい。

・ 引き続き、人権研修ノート活用の普及を図り、過去の受研も自己検証をしながら体系的・効果的な受講に結びつけていきたい。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	部局研修・職場研修	② 担当課（室）	各部局主管課等
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施		
④ 対象者	全職員	⑤ 参加者数	5,136人
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年4月～令和6年3月	各所属等	人権尊重の理念、人権問題の本質、人権行政の動向、同和問題（部落差別）、女性、子ども、外国人、障害のある人等、個別の様々な人権問題の現状・課題等について、現場の現状に即してテーマを設定	各所属の人権問題職場研修指導者等の庁内講師及び学識経験者等外部講師	講義（リモート研修含む）、ワークショップ、現地研修、その他（実践交流等）

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの選定については、同和問題、女性、子ども、障害者、高齢者、インターネットと人権、ハラスメント、LGBT、新型コロナウイルス関連など各職場において、様々な人権問題から業務に関連の深い身近な課題まで多岐にわたるテーマを設定し、実施している。 ・また、人権問題職場研修指導者等が受研した内容を基に、本人が講師となって研修を行うなどの取組も行われている。 ・研修手法については、集合研修、リモート研修、グループ討議、ワークショップ、フィールドワークなど様々な参加型手法が活用されている。

<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>・部局等の集合研修については、より多くの職員が参加できるよう、複数回の実施やリモート研修の導入など、それぞれの職場で開催方法等を工夫しており、計54回、延べ5,136人の職員が参加している。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>・それぞれの職務や地域の実情に関連した課題など様々な視点からテーマを取り上げるとともに、参加・体験型手法や映像資料も活用しながら研修を実施し、人権問題への正しい理解と認識を深めている。</p> <p>・各職場からは、外部講師の選定や研修企画能力、参加型研修の実践能力向上のための情報提供の要望もあり、一層効果的な研修のため、さらなる工夫が必要である。</p>

【知事直轄組織（職員長）】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	聞こえのコミュニケーション研修（手話研修）	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
③ 研修設定の意図及び具体的目標	聴覚障害者との意思の疎通を円滑に行うため、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害者問題に対する認識を深める。		
④ 対象者	職務等に必要で希望する職員	⑤ 参加者数	32人
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年12月11日	職員研修・研究支援センター	聴覚障害の理解	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 田原絵里	講義
2	令和5年12月12日	職員研修・研究支援センター	手話の特性	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 田原絵里	講義
2	令和6年1月22日	職員研修・研究支援センター	聴覚補償・環境整備、社会資源の活用	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 田原絵里	講義
3	令和6年1月23日	職員研修・研究支援センター	聴覚障害のある人の暮らし～事例から読み解く	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 田原絵里	講義
4	令和5年12月11日、12日、令和6年1月22日、23日	職員研修・研究支援センター	手話実技	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 近藤幸一、今川広江、田原絵里	その他（実技）

※研修実施回数に応じて

評価

⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害への理解や手話の特性、環境整備など、講義と手話の実技を組み合わせ、聴覚障害者への理解や聴覚障害者問題の現状に対する認識を深める内容としている。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・職務等で手話を必要としたり、聴覚障害者とのコミュニケーションが必要な職員のうち希望する職員が参加している。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・講義と実技を組み合わせた研修内容は聴覚障害者への理解やコミュニケーション方法を学べると受研者にも好評である。 ・手話の定着や上達に資する手法を検討していく。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	参加研修（人権大学講座）	② 担当課（室）	職員研修・研究支援センター
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修を、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施		
④ 対象者	人権問題職場研修指導者及び人権問題職場研修主任	⑤ 参加者数	134人
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年6月29日	ウイングス京都	「ビジネスと人権」が変える21世紀における京都の企業活動	吾郷眞一、井上良子、定金史朗、三輪敦子	シンポジウム
2	令和5年7月5日	ハートピア京都	教育機会の格差－学校外教育費に注目して	田中宏樹	講義
3	令和5年7月24日	ハートピア京都	近世京都東山の風景－「祇園」「清水」界わいの光と影マ那須	下坂守	講義
4	令和5年8月2日	ハートピア京都	古代・陸奥ブームへの系譜	菅澤庸子	講義
5	令和5年8月21日	ハートピア京都	性的マイノリティと生殖医療	小門穂	講義
6	令和5年9月1日	ハートピア京都	室町・戦国時代の祇園祭神輿渡御	河内将芳	講義
7	令和5年9月12日	ウトロ平和祈念館	ウトロ地区の歴史と現在	ウトロ平和祈念館	フィールドワーク
8	令和5年10月24日	世界人権問題研究センター	国際人権を考える－ジェンダーの視点から－	杉木志帆	講義
9	令和5年11月10日	世界人権問題研究センター	部落問題の現段階－ネット、ヘイト、地域社会	山本崇記	講義
10	令和5年11月21日	世界人権問題研究センター	ダイバーシティの練習問題	渡辺毅	ワークショップ

11	令和5年12月4日	世界人権問題研究センター	アメリカにおける日系人強制収容と部落差別	廣岡浄進	講義
12	令和5年12月19日	世界人権問題研究センター	ビジネスと人権：事業・業務と人権のつながりを考える	菅原絵美	講義
13	令和6年1月19日	世界人権問題研究センター	1918年米騒動から考える日本近現代史	高野昭雄	講義
14	令和6年2月2日	世界人権問題研究センター	ハンセン病差別の実相	坂元茂樹	講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	・各所属で実施する人権問題職場研修の企画・実施を担う指導者が効果的な研修を推進していくために必要な知識・技術について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座に参加
⑬ 参加状況について	・職場研修指導者・主任として指定している職員のうち134人の参加があり、指導者としての資質向上を図った。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	・人権問題職場研修指導者・主任としての資質を向上し、効果的な職場研修を実施するため、引き続き参加していく。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	消防職員 初任教育及び幹部教育	② 担当課（室）	消防学校
③ 研修設定の意図及び具体的目標	「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標に基づき、本校においても消防職員の初任教育及び幹部教育に人権教育を取り入れ、消防職員の人権問題に対する正しい理解と知識の向上を図ることを目的に実施している。		
④ 対象者	消防職員（初任科：84名、中級幹部科：13名）	⑤ 参加者数	97名
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年7月11日	消防学校	手話研修	京都市手話講師派遣センター	講義、手話体験
2	令和5年7月13日	消防学校	社会福祉研修 視覚障害者の現状等について	（公社）京都府視覚障害協会	講義、視覚障害体験
3	令和5年11月13日	消防学校	パワーハラスメント・LGBT	京都地方法務局 人権擁護委員	講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<p>消防職員が業務を遂行する上で、人権問題について幅広い知識を習得する必要があることから、本校が実施する初任教育及び幹部教育に組み入れ実施した。</p> <p>初任教育では、聴覚障害のある方に話かけることを目標として、手話体験を実施したほか、視覚障害体験を通じて、視覚障害者の現状を学んだ。</p> <p>幹部教育では、京都地方法務局及び京都人権擁護委員連合会の講師派遣制度を活用し、パワーハラスメント及びLGBTに対する人権問題を通して消防職員として必要となる人権意識の醸成を図った。</p>
⑬ 参加状況について	消防職員 初任教育生（84名）及び幹部教育 中級幹部科受講生（13名）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<p>初任教育の手話研修では、消防業務及び救急業務で必要となる場面を基に自身の自己紹介等を含めた基本的な手話実技を、社会福祉研修では、視覚障害体験の他、タオル等を使用した誘導要領の実技を実施した。いずれの研修も消防業務を遂行する上で大いに役立つものであり、今後も継続して実施していく。</p> <p>幹部教育では、「パワーハラスメントについて、事例や対処方法・指摘方法等について、もっと詳しく学びたい。」との意見があった。今後ともテーマの選定や講義方法等に工夫を凝らし、よりニーズに沿った研修となるよう努める。</p>

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
個人情報保護推進事業		随時	<p>(1) 事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発等の実施</p> <p>(2) 実施状況 ○事業種別 啓発・研修等 ○テーマ等 ①府ホームページ等における啓発 ②職員ポータルによる周知 ③新規採用職員研修（動画研修 230人） ④府の担当者（文書主任）に対する個人情報保護法に基づく個人情報の取扱いについての研修（112人） ⑤府内大学において京都府における個人情報の保護等その取扱いについての講義（42人） ⑥e-ラーニング研修（個人情報保護制度）（2,556人）</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①効果 新規採用職員対象の研修では、府職員として勤務を始めるに当たり、個人情報保護制度や個人情報の取扱い等の基礎を身に付ける機会として実施できた。 文書主任研修を含め、職員を対象に実施した研修では、各職場における個人情報の適正な取扱い等について、あらためて啓発するとともに、漏えい防止等の注意喚起を行う機会として実施できた。 府内大学における講義では、府における個人情報の取扱いルール等を府民向けに啓発、周知する機会として実施できた。 また、5年度においては、職員ポータルやe-ラーニング研修を活用することで全庁的に制度周知を展開できた。</p> <p>②課題・今後の方向性 個人情報の漏えい等の事案が多々報道される中、職員等に対し、漏えい防止を含めた個人情報の適正な管理について周知徹底を図る必要がある。 今後とも各種研修等の機会を活用し、個人情報保護法の理解が深まるよう努めることとする。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	政策法務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(個人情報)			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
府公用封筒による啓発		通年	(1)事業の目的・概要 府民が人権について気付き、考えるきっかけとするため、府公用封筒に人権啓発標語を印刷 (2)実施状況 ・標語として、「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を印刷し啓発を行った [事業規模] 年間 357,700 枚 (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①京都府の人権に係る基本姿勢について、広く不特定多数の者に伝えることができた ②封筒のフタ部分への印刷のためスペースが狭く、改良の余地が少ないため、現在の取組を継続して実施
新規・継続等	継続		
担当課(室)	入札課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等		通年	<p>(1)事業の目的・概要 国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。</p> <p>(2)実施状況 ○事業種別 広報・啓発</p> <p>○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）における啓発活動 ・府庁において啓発パネルを展示 ・府庁旧本館をブルーにライトアップ ・府民だより、ラジオ等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示</p> <p>2 その他 ・人権強調月間にあわせて4 総合庁舎において啓発パネルを展示 ・「京都ヒューマンフェスタ」において、拉致問題特設ブースを設け、啓発映画であるアニメ「めぐみ」を常時放映、啓発パネルを展示 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・府ホームページによる周知</p> <p>○事業規模 ・京都府庁2号館1階の展示ロビーで啓発パネル展を実施 ・府民だより122万部発行</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ○当該年度の目標・達成状況とその効果</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	総務調整課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題			

拉致問題解決のために、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要だが、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に幅広く啓発活動を行うことで、府民に関心を持ってもらう機会となった。

○事業実施上の課題

取組を実施するにあたっては、外国人へのヘイトスピーチや差別・排除行為が誘発されないよう、十分に配慮する。

○事業の効果についての考え方

拉致問題解決のためには、国民一人一人が関心を持ち続けることが重要であり、拉致問題の現状や解決に向けた取り組みについて、府民への啓発を継続して行うことが必要。

【総務部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	総務部人権問題職場研修	② 担当課（室）	総務調整課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて、いつも前向きに考え、真摯に取り組むことのできる職員の育成を図る。		
④ 対象者	総務部職員（京都地方税機構派遣職員、府税事務所、自動車税管理事務所及び自転車競技事務所に勤務する職員を含む）	⑤ 参加者数	356
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	R5.12.1～R6.2.29	各執務室	安心して働ける職場環境の推進	弁護士 吉田 容子	動画視聴

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：これまでの総務部人権問題職場研修で取り上げていなかったテーマを選択 ・手法：前年度の研修手法アンケートの結果に基づき、各執務室で受講可能な動画視聴により研修を実施
⑬ 参加状況について	対象者数460 受研者数356 受研率77.4%
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<p>（アンケート一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本研修を受講し、個人の考え方のみならず、特に身近な同僚に対する接し方等について意識を高める必要があると感じた。また、何気ないことが受け手側にとって重大なハラスメントとなる危険性があることを認識し、業務にあたる必要がある。 ・毎年、様々なテーマで研修を受ける機会が得られて人権意識の向上に役立っていると思う。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成		通年	<p>(1)事業の目的・概要 公益財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。</p> <p>〔センターの目的〕 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(2)実施状況 〔センターが実施した主な事業〕 (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 ・ 5つのプロジェクト研究チームと7つの登録研究チームでの研究を実施 ・ 企業等から外部講師を招き、共同研究会を実施 (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 ・ センター内にある人権図書館（一般開放）に16,583冊の図書を所蔵 (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 ・ 府民に人権問題について総合的に学んでいただくこと等を目的とした人権大学講座を開催 ・ 研究紀要、季刊誌「グローブ」等を発行 (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 〔センターの取組成果と今後の方向性〕 ・ 研究成果については、季刊誌等の発行や、人権大学講座などのセンターの主催事業、京都府・府内市町村等からの依頼による研修講師派遣などを通じて府民に還元している。 ・ R5は、人権大学講座を15回（受講者数681人）、講師派遣を27件実施 ・ 今後は、センターの京都市立芸術大学内への移転（R5）を契機として、府市民が人権について学び交流する拠点として、芸術や環境など様々な分野との連携・交流を通じた新たな研究とその成果の府民還元に取り組む。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	政策環境総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（医学部医学科）		4月 ～ 3月 計3回 各回1.5h	<p>(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)実施状況 ○事業種別 授業（講義） ○事業の対象者及びその数 医学部医学科生（第1学年） 約100名 ○テーマ等 [科目名] 総合講義（人権教育） ○事業規模 [会場] 本学 [参加者] 第1学年全員（必修）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 全員が単位を取得し、医師・医療者を目指す学生に対して正しい知識に基づく人権意識の涵養が図れた。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（医学部看護学科）		4月 ～ 9月 計15回 各回1.5h	<p>(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)実施状況 ○事業種別 授業（講義） ○事業の対象者及びその数 医学部看護学科生（第1学年） 約85名 ○テーマ等 [科目名] 人権論 ○事業規模 [会場] 本学 [参加者] 第1学年全員（必修）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 全員単位取得し、看護師として、人権に配慮しながら、患者やその家族の方に寄り添うための基本的な知識を身につけるための基礎が築けた。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（府立大学）		前期 令和5年 4月 ～ 8月 後期 令和5年 10月 ～ 令和6年 2月 各期15回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)実施状況 ・本学の学部生を対象に実施した。 [参加者数] 参加者数：前期240名／後期148名 [会場] 本学（オンライン授業） [開催時期] 毎週月曜1コース [内容] ○テーマ等：人権論（人文・社会科学系）〔前期〕「階級社会を描いた文学作品を通して人権を考える」など14テーマ ※担当教員（リレー講義方式）文学部：市村太郎、吉田 朱美、川瀬 貴也、公共政策学部：村田 隆史、三宅 裕樹 人権論（自然・生活科学系）〔後期〕「生命科学研究のわかりやすさと正確さ」など14テーマ ※担当教員（リレー講義方式）生命環境学部：織田 昌幸、高野 和文、川田 俊成、中尾 史郎、津下 誠治、奥田 奈賀子、長幡 友実、浅田 太郎、山下 博史、佐藤 雅彦、石川 敦雄、関口 達也、隅田 明洋、古田 裕三 (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 定期的に学習内容の見直しを行い、授業内容の充実・改善を図ることができている。 なお、人権教育科目として、「現代社会とジェンダー」と「インターネットと人権」も設けており、選択の幅が広がっている。人権論を全教員が担当するという理念のもと、広範な教員で担当しており、今後とも不断に内容の充実を図っていかねばならないと考えている。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	教職員人権啓発研修（府立医科大学）□	② 担当課（室）	京都府立医科大学
③ 研修設定の意図及び具体的目標	大学職員自らが豊かな人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施する。		
④ 対象者	京都府立医科大学全教職員（約3,300人）	⑤ 参加者数	920人
⑥ アンケート実施有無	有・無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年12月7日（木）	府立医科大学附属図書館ホール	誰もが働きやすい職場づくりに 向けて ～男女共同参画の視点から考える～	合同会社WLBG関西 社会保険労務士 塚田 香織 講師	講義、その他（オンデ マンド視聴）
2	令和5年12月12日（火）	同上	ハラスメントのない組織作りの ために ～ハラスメントの防止と 相談対応について～	京都女子大学発達教育学部 教授 表 真美 講師	講義、その他（オンデ マンド視聴）
3	令和5年12月13日（水）	同上	コロナ禍が子どもにもたらした 影響	立命館大学産業社会学部 教授 石田 賀奈子 講師	講義、その他（オンデ マンド視聴）

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目からテーマを設定し実施している。手法については講義形式のほかオンデマンド視聴を可能としている。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>京都府立医科大学全教職員約3,300人を対象に研修を実施しており、全体の約3割が参加した。交代制勤務の職場であり、全職員が参加することは難しいが、実施時期等や受講方法を工夫し、可能な限り多くの職員が参加できるよう取り組んでいきたい。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>多くの教職員が関心をもつテーマを設定した。アンケート調査においても回答者の80%が「大変有意義だった」又は「有意義だった」と回答するなど、さらに人権問題に関する理解を深められたと考えられる。</p>

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

① 事業名	教職員人権問題研修・学習会	② 担当課（室）	京都府立大学
③ 研修設定の意図及び具体的目標	基本的人権の尊重やハラスメント等の人権侵害の防止に対する教職員の意識を高めるため、広く人権問題全般について今日的に重要なテーマに関する研修を実施し、人権の擁護・啓発の推進を図る。		
④ 対象者	全ての教職員（教員・事務職員）	⑤ 参加者数	延べ415人
⑥ アンケート実施有無	有・無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	7/18～8/18	オンライン	ジェンダーギャップはなぜ起こるのか	京都人権ナビの映像資料	映像資料を視聴
2	12/26～2/16	オンライン	インターネット上の人権侵害等、違法・有害情報における課題と関係者の対策	京都人権ナビの映像資料	映像資料を視聴

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	学内に設置する人権委員会での検討を受けて、年間2回の人権問題研修を実施した。研修テーマは、教育研究を行う大学の職場を前提に設定し、第1回は男女共同参画推進委員会との共催として開催。第1回、第2回とも、映像の視聴によるオンライン研修として実施した。
⑬ 参加状況について	研修参加状況は第1回は69%、第2回は55%となった。第1回、第2回とも受講期間を長めに設定したオンライン研修としたため、多忙な教員からは受研しやすいとの意見が多くあった。アンケートの任意記載欄にも多くの教職員からさまざまな学びや意見の記入があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	オンライン研修は期間内において、業務で余裕のある時間に受講できるという利点があり、受講者へのアンケートでも好評だったが、一方通行となり主体的な参加につながりにくい側面もある。次年度は、人権委員会での意見も踏まえて、オンライン研修又は対面による集合研修での実施を予定している。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	宗教法人関係者人権問題研修会	② 担当課（室）	文教課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	宗教法人あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者の人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に資することを目的として、研修会を実施する。		
④ 対象者	宗教法人関係者	⑤ 参加者数	延べ146名
⑥ アンケート実施有無	○ ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」初

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	9月13日	京都府庁3号館講堂	「ネット社会と子どもたちの人権」	原 清治	対面
2	9月14日	宮津市福祉・教育総合プラザ			
3	11月20日	京都ガーデンパレス	「このまちが好きだから～被差別の歴史をもつ地域に生まれて～」	藤尾 まさよ	対面
4					

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「同和問題及び子どもの人権」をテーマに講演形式で研修を実施。アンケートにおいても、「次に受けた人権研修のテーマ」に要望が多く寄せられたテーマであったため参加者から好評であった。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、4年ぶりに会場での開催で行ったが、直前3カ年が動画配信のオンライン研修だったこともあり、令和元年度の7割程度の参加者数となり、目標の参加者数には届かなかった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	講演内容について「よく理解できた」「概ね理解できた」の回答の合計が、すべての会場で9割を超えており、非常に分かりやすかったとの意見も多く、人権問題の正しい理解について効果があったと思われる。

【文化生活部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	私立学校教職員人権研修会（専修学校・各種学校対象）	② 担当課（室）	文教課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するために研修会を実施する。		
④ 対象者	専修学校・各種学校 校長・教頭・教諭等	⑤ 参加者数	24名
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	12月1日	京都私学会館	「ダイバーシティ推進に向けて －取組と課題－」	吉岡 恵美子	対面・オンライン (ハイブリッド)

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「ダイバーシティ推進に向けて－取組と課題－」をテーマに、対面及びオンラインのハイブリッド形式で講演研修を実施。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、4年ぶりに会場参集型での研修会（直前に講師の意向でオンラインを含むハイブリッド形式に変更）を実施した。直前3カ年が動画配信のオンライン研修だったこともあり、令和元年度から若干参加者減となった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートの回答からは、講演内容についての認識が「大変深まった」「おおむね深まった」で100%の回答となり、人権問題の正しい理解について効果があったと思われる。また、次回の研修テーマについても、アンケート結果等を参考にし、設定していきたい。

【文化生活部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	私立学校教職員人権研修会（小・中・高等学校対象）	② 担当課（室）	文教課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するために研修会を実施する。		
④ 対象者	私立小・中・高等学校 校長・教頭・教諭等	⑤ 参加者数	47名
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	12月12日	京都私学会館	「支援を要する児童生徒の理解と具体的な指導」	後野 文雄	対面

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「支援を要する児童生徒の理解と具体的な指導」をテーマに、4年ぶりとなる対面形式による講演研修を実施。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、4年ぶりに会場参加型での研修会を実施した。直前3カ年が動画配信のオンライン研修だったが、令和元年度と同等の参加者となった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートの回答からは、講演内容についての認識が「大変深まった」「おおむね深まった」で100%の回答となり、人権問題の正しい理解について効果があったと思われる。また、次回の研修テーマについても、アンケート結果等を参考にし、設定していきたい。

【文化生活部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	私立学校教職員人権研修会（幼稚園対象）	② 担当課（室）	文教課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するために研修会を実施する。		
④ 対象者	私立幼稚園 園長・副園長・教諭等	⑤ 参加者数	48名
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	3月18日	京都私学会館	「支援を要する幼児の理解と具体的な指導」	後野 文雄	対面

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「支援を要する幼児の理解と具体的な指導」をテーマに、5年ぶりとなる対面形式による講演研修を実施。
⑬ 参加状況について	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、5年ぶりに会場参集型での研修会を実施した。直前3カ年が動画配信のオンライン研修だったこと、また、当日は多くの園で行事と重なったこともあり、平成30年度からは参加者が減となった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートの回答からは、講演内容についての認識が「大変深まった」「おおむね深まった」で100%の回答となり、人権問題の正しい理解について効果があったと思われる。また、次回の研修テーマについても、アンケート結果等を参考にし、設定していきたい。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報の提供を行う。</p> <p>(2)実施状況 ○事業種別 インターネットによる情報提供</p> <p>○事業の対象者及びその数 府民</p> <p>○テーマ等 京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） ○効果：府民の学習ニーズに対応するとともに、人権に係るものを含む多種多様な講座を掲載しており、府民に対する意識啓発に寄与している。 ○課題・今後の方向性：引き続き、幅広い講座情報を収集し、提供していくこととしている。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文化政策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校 地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者支援活動推進事業			<p>(1) 事業の目的・概要 <u>犯罪被害者等の中長期的な支援を行うため、関係機関が一体となって支援調整会議を実施し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、きめ細やかな支援を実施する【新規】</u>とともに、社会全体で被害者を支える環境の醸成を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況等について、広報啓発及び教育の充実を図る。</p> <p>(2) 実施状況 <u>①支援調整会議の設置【新規】</u> <u>②公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援【拡充】</u> ③市町村犯罪被害者等施策担当者研修会（R5実績2回） 対象者：市町村担当者等（各市町村1名×26市町村など） ④犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発</p>
新規・継続等	継続(一部新規)		
担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			

犯罪被害者等

通年

- ・生命のメッセージ展
11/19イオンモールKYOTO（R5実績200人）、12/9京都市勧業館みやこめっせ
（R5実績300人）
対象者：京都府民
 - ・ホンデリング・プロジェクト
犯罪被害者等支援に係る理解の促進と意識の向上を図ることを目的に、府職員や府民から書籍等を募る。寄贈された書籍等を専門業者に売却し、売却代金を（公社）京都犯罪被害者支援センターに寄附する。
（R5実績 寄付点数8,030点、寄附金額389,385円）
 - ⑤中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施
（R5実績 5校、1,748人）
対象者：府内の中高生、保護者、教職員
 - ⑥犯罪被害者支援eラーニングツールの活用（コロナ禍における上記③及び④の事業を強化する取組）
- (3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等）
- ・上記①から⑥について、年度を通じて推進した結果、概ねの目標は達成。
 - ・支援調整会議について、関係機関と連携して犯罪被害者等への支援計画を作成し、実際に支援を行うなど効果は認められた一方で、支援調整会議の周知等の課題もあることから、更なる充実について関係機関と連携が必要。
 - ・広報啓発について、多くの参加、協力を得られたが、効果的な広報啓発とするためにも機会や回数について工夫が必要。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
再犯防止施策の推進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例、再犯の防止等の推進に関する法律等に基づき策定した「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づき、再犯防止施策を推進し、刑を終えて出所した人等を地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、再犯防止施策に対する府民の理解を深める取り組みを進め、刑を終えて出所した人等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進める。</p> <p>(2)実施状況 ①互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために ・龍谷大学犯罪学研究センターの協力による課題共有型会議「えんたく」の手法を用いた研修の実施（R5実績：2/7 京都府山城広域振興局宇治総合庁舎 49名参加） ・再犯防止に対する府民理解を促進する広報啓発ハンドブックを活用した啓発 ・再犯防止啓発月間（7月）における広報の実施 ②特性に応じた関係機関との連携による支援 ・非行少年等立ち直り支援チームによる支援 ・地域生活支援定着センターでの支援 ・薬物依存を有する者への支援 等</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） これまでの研修会では、様々な生きづらさを抱えた人たちの声を聴き、参加者も自身の経験を踏まえながら意見交換し、共に課題を共有することを通じて、支援のネットワークづくりを進めてきた。当事者の抱える課題は複雑・複合化しており、今後は領域を超えて関係団体が連携し、支援の更なるネットワークづくりを進めていく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
男女共同参画審議会開催事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KY0のあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進する。</p> <p>(2) 実施状況 ・男女共同参画審議会の開催（1回） ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催（不開催） ・男女共同参画に関する意見交換会の開催（1回）</p> <p>(3) 評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） KY0のあけぼのプラン（第4次）推進状況の確認と、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）」最終案について審議し、KY0のあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-と併せ、男女共同参画施策を総合的に推進することを確認</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都ウィメンズベース事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援する。</p> <p>1 京都ウィメンズベース概要</p> <p>(1) 開設日時・場所 平成28年8月26日開設 令和4年4月1日 京都テルサ 東館2階 京都府男女共同参画センターらら京都内へ移転</p> <p>(2) 運営主体・事務局 輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）</p> <p>(2)実施状況</p> <p>(1) 「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援 社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB推進企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証の取得に向けた取組を支援。</p> <p>(2) 京都ウィメンズベース・アカデミー 企業や社員が、研修・交流・政策立案・実践を行う場として、「京都ウィメンズベースアカデミー」を運営し、経営者、管理職・人事担当者、女性社員、学生等あらゆる層を対象とした女性人材育成研修を実施。</p> <p>(3) 輝く女性応援京都会議の運営 平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う。</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の女性社員のキャリア意識の向上、企業の枠組を越えた交流機会の創出に寄与した。 ・積極的に広報周知に取り組み、オール京都でさらに女性活躍の機運が高まった。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
女性活躍応援塾事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 地域活動を始めたい女性や、地域活動を継続・発展させたい女性を対象にして女性活躍応援塾を開設し、様々な分野で活躍する女性リーダーを育成する。</p> <p>(2)実施状況 ①女性活躍応援塾の運営 ・女性活躍プロデューサーから団体運営やネットワークづくりのノウハウ等を学ぶ全体塾を開催(計4回実施) ・全体塾での学びを活かし地域活動を実践する場として地域塾を開催 地域塾運営事業者：4団体 新規女性参加者：延べ58人 ・成果を報告・共有し、ネットワークを構築する場として意見交換会や成果報告会を開催 ・地域のラジオ局やホームページ等で塾生等が自らが活動を発信する場を提供 出演団体数：南部12団体、北部6団体 ②輝く女性応援補助事業 地域活動を始めたい女性や、地域活動を継続・発展させたい女性を対象に、地域活性化等の取組を支援【補助率：2/3 補助上限：250千円】 補助件数 12件</p> <p>(3)評価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) ①地域活動を行う女性に対して、あらゆる面から支援を行い、活動の継続・発展をサポートするとともに、新たな新規女性参加者を増やすことで、さらなる女性活躍の推進に寄与した。 ②女性活躍を推進する事業を行う団体に支援をすることで、地域における女性活躍の機運を高めた。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
マザーズジョブカフェ推進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援する。</p> <p>(2)実施状況 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談や保育相談の実施 利用者数：延べ24,308人 就職内定者数：1,411人 ・マザーズジョブカフェ及び京都テルサ利用者への一時保育 ・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施 利用者数：延べ3,173人 就職内定者数：132人 ・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施 <p>〔対 象〕 京都府民（女性）</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与した。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
保育ルーム設置促進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 子育て中の乳幼児の保護者が安心して積極的に社会活動に参加することができるようにするため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置する。</p> <p>(2)実施状況 〔内 容〕 ・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、免許更新、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育の申込みを受け付け実施。（民間主催事業は対象外） ・対象年齢 生後6ヶ月～就学前 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保。</p> <p>〔対 象〕 各イベント参加者 〔設置件数〕 162件（参考：R4年度 181件） 〔託児数〕 348人（参考：R4年度 311人）</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 子育て中の女性が就職支援講座や講演会、イベントに参加する際に利用するなど女性の就業支援、社会参画に寄与した。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
男女共同参画センター運営助成事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔内 容〕 ・女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングの実施。 （女性相談、労働相談、女性のための法律相談、女性のためのカウンセリング） ・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等） ・男女共同参画に関する資料等の収集、発信</p> <p>〔対 象〕 京都府民</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） 男女共同参画推進条例に基づく拠点として、女性の起業・NPO創設などのチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、男女共同参画の視点での防災支援事業など、府における男女共同参画の推進に寄与した。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
女性つながりサポート事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 様々な困難・課題を抱える女性に対する支援を強化</p> <p>(2) 実施状況 [内容] ・男女共同参画センターの相談体制強化、民間団体の専門性を活用した無料カウンセリング、電話相談・SNS相談等の実施 (相談件数計4,816件)</p> <p>・相談員の養成・スキルアップ、伴走支援を行う人材の育成 (男女共同参画センターの相談員、府内市町村・NPO法人等の相談員対象)</p> <p>[対象] 京都府民</p> <p>(3) 評価 (「効果」と「課題・今後の方向性」等) 女性の不安が雇用や家庭面において多様化・深刻化していることから、引き続き相談やカウンセリングを実施していく必要がある。 また支援を行う人材の育成についても継続していく。</p>
新規・継続等	継続(一部新規)		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ドメスティック・バイオレンス対策事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 DV（ドメスティック・バイオレンス）を防止をするため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中啓発活動の実施 ・啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の開催 ・被害者自立支援グループワーク ・被害者支援のための加害者プログラム ・啓発講座 <p>〔会 場〕 京都府男女共同参画センターほか</p> <p>〔対 象〕 京都府民</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） DV基本計画（第4次）に基づき、若年層への予防啓発・加害者更生を行い啓発を強化し、若者や男性へのDVに関する理解を促進した。今後も、関係機関との連携強化を図り、従来の取組と併せて多様な視点からの啓発強化を行い、DV防止や被害者の自立支援に寄与していく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
KYOのあけぼのフェスティバル開催事業		10～11月 (予定)	<p>(1)事業の目的・概要 多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進する。</p> <p>また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>(2)実施状況 〔内 容〕 ・講演、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与 〔会 場〕 京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ） 〔対 象〕 京都府民等 〔参加者〕 462名</p> <p>(3)評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等） フェスティバルの開催により、男女共同参画の具体的なイメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。文化をテーマとしたシンポジウムの開催や、男女共同参画をテーマとしたパネル展示講演、女性団体によるワークショップ・バザールの実施によって、参加者にも活気が見られ、より楽しんで男女共同参画の推進を図ることができた。今後も、通年の課題である若い世代や男性の参加を促すよう企画・実施していく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
女性リーダー育成事業 (京都府女性の船事業)		5月～7月	<p>(1)事業の目的・概要 地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する。</p> <p>(2)実施状況 〔内容〕 事前研修、現地研修、事後研修 (講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との交流等) 〔訪問先〕 北海道 〔対象〕 京都府内に居住又は勤務する概ね18歳以上の女性を募集 〔参加者〕 30名</p> <p>(3)評価(「効果」と「課題・今後の方向性」等) 府内各地域で活動している女性や、今後地域活動を行っていきたい女性が男女共同参画推進をはじめとする府政状況を知る機会となり、今後の地域活動に活かせることを期待する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

消費者あんしんサポート事業費		<p>(1)事業の目的・概要 消費生活相談の迅速な解決に向けた市町村相談窓口の支援や、様々な団体と連携した見守り活動の強化等により、府民の安心・安全な消費生活を実現する。</p> <p>(2)実施状況</p> <p>①見守り人材の養成 * 府内16箇所で実施 参加者計840名</p> <p>②若年者を対象とした啓発 * 若者によくあるトラブル事例等を掲載した若者向けリーフレットを作成し、若年者層に配布 * 小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要を作成し、府ホームページで公表するとともに、府内中学校・高等学校、特別支援学校及び府認定フリースクールに配布</p> <p>③悪質商法等による消費者被害防止対策の実施 * 消費者団体等で構成する「くらしの安心・安全ネットワーク」を通じた啓発活動や地域での見守り活動の促進、啓発資材の配布やホームページ等を活用した注意喚起</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p>
新規・継続等	継続	
担当課(室)	消費生活安全センター	
人権教育・啓発の対象・手法等		
人権教育・啓発の場	地域社会	
特定職業従事者		
推進方策		
解決に資する人権問題等		

通年

- * 広域振興局と連携し、府内全域で見守り人材の養成を実施し、消費者被害の早期発見のポイント等について周知、効果的な活動の促進、活動の理解の普及を図ることができた。
- * 成年年齢引下げに伴い、若年者が消費者被害に遭わないための教育・啓発が必要であり、様々な啓発活動、高等学校・中学校における消費者教育の支援を行っているが、18歳から22歳の若年層からの相談件数は、全体の相談件数と同様の増減傾向で、今のところ特に大きな変化は見られない。
- * 消費者被害防止対策については、関係機関とのネットワークづくりを進めながら、地域の活動強化を図ることが必要と認識

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発イメージソング活用事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 世界人権宣言65周年を記念し平成25年に制作した京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」と、平成28年に制作した子ども向け京都府人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」を歌い広める活動を通して、人権尊重精神の浸透を図る。</p> <p>(2)実施状況</p> <p>◆「世界がひとつの家族のように・広め隊」の活動 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民、児童生徒 〔内容〕 「世界がひとつの家族のように・広め隊」によるイメージソングPRイベントの実施 （実施回数：23、参加人数延べ5,300人）</p> <p>◆人権啓発ユニット派遣事業 〔事業種別〕 他主体との連携（イベント開催） 〔対象者〕 府内市町村 〔内容〕 京都府人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや紙芝居・映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣 （実施回数：6、参加人数延べ520人）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 令和5年度は、学校を中心に積極的に活動を展開してきたが、参加者数の確保や対象層の固定化が大きな課題。 次年度は、人権啓発イメージソングを活用し、府民が人権について考える「多様なきっかけ」づくりを進めるため、SNS等を活用した新たな取組の導入を検討</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発に関するホームページ		通年	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。</p> <p>(2)実施状況 一般府民（主に府内各職場の研修指導者等を想定）へ向け、メディアを活用した広報を実施</p> <p>〔内 容〕</p> <p>◆府ホームページ</p> <p>①京都府人権教育・啓発推進計画（第2次:改定版） ②京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 ③人権に関する府民調査結果</p> <p>◆人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」</p> <p>①人権啓発事業、関係する市町村行事等の案内 ②人権に関する法律・制度等の紹介 ③人権啓発資料の紹介 ④相談窓口案内 ⑤京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール、ラジオ等） ⑥人権啓発イメージソング（歌の紹介、広め隊の活動等） ⑦リモート研修等に活用できる人権研修用動画や資料</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <p>・平成29年3月に開設した「京都人権ナビ」に人権啓発に関する様々な情報や人権相談の日程等を掲載。</p> <p>・資料を視覚的に検索しやすくしており（冊子資料のPDFや映像資料のYouTube動画の添付等）、「京都人権ナビ」を介した啓発冊子の提供、パネル、DVDの貸出等の円滑化に寄与。</p> <p>・人権問題に関する総合的な情報発信サイトとするため、他部局所管の関連情報を適宜、確実に収集し、反映させる仕組の構築が必要</p> <p>・今後とも、頻繁な更新により情報の鮮度を維持するとともに、タイムリーな内容の啓発を掲載するなどして、掲載内容の充実を図っていきたい。</p> <p>・SNSによる啓発広告からの誘導など、「京都人権ナビ」のより効果的な活用が課題。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	
啓発資料等作成・配布		名称	内容	評価（「効果」と「課題・今後の方向性」等）
新規・継続等	継続	人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子 【作成数量】15,000部 【主な配布先】府職員、市町村・府関係施設、推進会議構成団体 等	職場や地域などでの人権研修等に活用し、府民の人権意識の高揚を図るため、人権週間（12月4日～10日）に実施した人権啓発広告「人権口コミ情報」をまとめた冊子を作成・配布する。
担当課(室)	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等		人権ぬりえ	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布 【作成数量】6,000部 【主な配布先】幼稚園、イベント 等	京都府私立幼稚園連盟園児大会やイベント等において配布。親子で楽しんで取り組んでもらうなど、幼児向けの啓発資料として効果的との評価を得ている。
人権教育・啓発の場				
特定職業従事者		啓発ポスター	「人権週間」（12月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスターを作成 【作成数量】2,000部 【主な配布先】市町村・府関係施設、推進会議構成団体、学校 等	毎年、多くの学校から多数の作品が応募されている。作品には、色使いや構成の工夫だけでなく、人権に関するテーマで児童生徒が考えたメッセージが込められるなど、人権について考え、表現する機会となっている。
推進方策	資料等の整備			
解決に資する人権問題等		人権カレンダー	人権擁護啓発ポスターコンクール優秀作品を活用したカレンダー（点字付き）の作成 【作成数量】2,000部 【主な配布先】市町村・府関係施設、推進会議構成団体、学校 等	小・中・高校生が制作した作品が活用されていることによる「親しみやすさ」とともに、児童・生徒が点字に触れ、学ぶことのできる身近な教材として活用されている。
人権全般				
		京都府人権相談窓口	人権に関わる相談窓口周知のためのパンフレット 【作成数量】6,000部 【主な配布先】市町村・府関係施設、推進会議構成団体 等	相談内容に応じた多数な窓口を掲載しており、府民が窓口を探す際に使用いただけるほか、相談機関においてより適切な窓口を案内する際に活用いただいている。
		インターネットと人権	インターネット上の人権侵害に係る現状や、関係法令の改正等を踏まえ、被害者にも加害者にもならない視点からの啓発資料を作成（R5は原稿作成）	差別などの人権侵害につながる可能性のある投稿について、具体的な事例を示した上で、読む人に自身の行動を点検し考えることを促すものとしている。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
街頭啓発		8月 (人権強調 月間) 12月 (人権週間)	<p>(1)事業の目的・概要 人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕周知・啓発 〔対象者〕一般府民 〔実施概要〕 京都府内関係団体及び各市町村窓口に啓発物品を配架 ○実施箇所数・・・8月 40箇所 12月 45箇所 ○参加者数・・・8月 約300人 12月 約380人 ○配布物品 8月：世界人権宣言75周年メッセージ入りウェットティッシュ 12月：人権啓発メッセージ入り救急絆創膏 〔実施体制〕京都市内：京都人権啓発推進会議構成団体等により実施 府広域振興局管内：各広域振興局ごとに編成した実施組織により実施</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 府内全域において、国や市町村など関係行政機関と経済団体・福祉関係団体が広く連携し、府民に人権尊重の理念を直接訴えかける取り組みであり、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響が一定落ち着いたことから、8月の人権強調月間及び12月の人権週間ともに、府内の主要駅や商業施設等において啓発物品の配架を行い、施設利用者に人権意識について訴えかけた。 今後については、人権に関するメッセージ入りの物品による訴求効果や、主要駅等における人流の変容（インバウンドの増加など）等を踏まえ、地域の実情に応じ、より効果的な啓発手法への転換も必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告			<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権尊重の大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔掲載内容〕 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など ・ 5月：【京都府犯罪被害者等支援条例】人の心を癒すのも人しかいません ・ 8月：【多文化共生】ちがうっていいね ちがうって楽しい ・ 12月：【多様性の尊重】今年で75歳をむかえます。（世界人権宣言75周年） 〔掲載紙等〕 ・ 5月（憲法週間）： 京都新聞（15段） ・ 8月（人権強調月間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段） ・ 12月（人権週間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ○府民だよりと並んで、人権に関する情報を広範囲の府民（世帯）に直接届けることができる機会。市町村には実施困難な広域啓発。 ○今後も、幅広い府民に関心を持っていただけるよう、時期に応じたテーマを検討し、より効果的な啓発を行っていきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者		5月 (憲法週間)	
推進方策	効果的な手法	8月 (人権強調月間)	
		12月 (人権週間)	
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕		12月 (人権週間)	<p>(1)事業の目的・概要 「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、（公財）世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事（全7話）を新聞に連載する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔掲載内容〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定 ①世界人権宣言75周年にあたって ②部落差別という「本音」－直視すべきなのは誰か？ ③ヤングケアラーの現状と今後の支援の在り方 ④女性の困難は見えにくく理解されにくい ⑤北朝鮮による拉致問題 ⑥インターネットと人権問題～被害の未然防止～ ⑦持続可能な社会のために消費者が出来ること 〔期間〕 人権週間（12/4～10）の京都新聞朝刊に掲載（各話2段）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・日常生活の身近な出来事や社会的に関心の高まっている話題を新聞に掲載することにより、幅広い府民に対し、「人権」を自らの生活に関係する具体的な権利として理解し、様々な角度から考えてもらう機会が提供できた。 また、新聞に掲載した内容を冊子「人権口コミ講座25」にまとめ、様々な機会における啓発に活用した。また、同冊子は研修資料としても活用されており、身近な話題を提供する機会となっている。 ・新聞掲載ではより多くの人に読んでもらえるように、イラストを用い視認性を高めるなどの工夫が必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオ番組[FM放送]「Voice To You」		5月 8月 12月	<p>(1)事業の目的・概要 主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、FMラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの 〔出演者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 13回 〔時間枠〕 午後8時35分～8時40分（毎週木曜日）</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） アーティストが自らの体験などから人権について語るという構成で、人権啓発の重点取組期間である5月（憲法週間）、8月（人権強調月間）12月（人権週間）に、音楽という親しみやすい素材を用いて人権について考える場を提供。 インターネットの普及等により、各種メディアの利用状況に変化が生じてきていることを踏まえ、若年層に対するより効果的なアプローチの手法を検討することが必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕 「もっと知りたい！人権情報」		8月 (人権強調 月間)	<p>(1)事業の目的・概要 情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出演者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月2日(水) 障害者の自立支援 同志社大学社会学部社会福祉学科教授 鈴木 良 氏 ・ 8月9日(水) ホームレスの自立支援 認定NPO法人Homedoor 理事 松本 浩美 氏 ・ 8月16日(水) 育休制度の理解と取得しやすい職場づくり 合同会社WLBC関西 執行役員 木村 知佐子 氏 ・ 8月23日(水) 部落問題の現状と課題 関西大学社会学部 教授 内田 龍史 氏 <p>〔放送回数〕 4回 〔時間枠〕 12時22分～12時32分</p> <p>(3)評 価 (成果・効果、課題・今後の取組) 様々な人権問題に取り組んでいる方の取組や人権に関わる新たな課題などを、学識経験者等と番組パーソナリティとの対談形式で放送することにより、視聴者が関心を寄せやすく身近な問題として考えるきっかけとなった。 より幅広い層に届くよう、テーマや放送時間帯を含め検討していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
世界人権宣言75周年記念 京都ヒューマンフェスタ2023		12月	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学び、交流する機会を提供することを目的に、人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携し、親しみやすい人権啓発の総合イベントとして開催する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民 〔参加者数〕 約2,800人 〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議 京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 京都市勧業館みやこめっせ 〔開催時期〕 12月9日 〔内容〕 ○オープニングイベント ・世界人権宣言75周年京都アピール発表 ・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式 ・全国中学生人権作文コンテスト京都大会優秀作品朗読発表 ○人権啓発イメージソング ミニ・ライブ～えがおのおくりもの～ ○ノンバーバルシアター「ギア」特別パフォーマンス/ワークショップ ○人権問題に取り組むNPO法人等の活動紹介（ステージ） ○人権啓発イメージソング アニバーサリー・ライブ～世界がひとつの家族のように～ ○鳥谷敬氏トークショー「スポーツを通じた社会貢献活動」 など</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【その他】

- 人権擁護啓発ポスターコンクール作品展（12団体賞、優秀賞・佳作）
- 人権問題に取り組むNPO法人等の活動紹介（展示）
- 行政関係機関等の取組紹介（展示）
- ナンバーバルシアター「ギア」ワークショップ
- 映画「ミニオンズ・フィーバー」、拉致問題啓発映画 アニメ「めぐみ」上映
- 弁護士による人権問題法律相談コーナー
人権擁護委員による人権相談コーナー
- 生命のメッセージ展（同時開催）

(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組）

- ・多くの府民の参加の下、人権問題について考えてもらう機会を提供することができた。
- ・メインイベント以外の時間帯（特に昼の時間帯）は滞留人数が減少し、1日を通して楽しんでもらうイベントにするための工夫が必要
- ・より多くの方に会場へ足を運んでもらうとともに、参加者に人権について考えてもらうきっかけとするためには、興味深いステージ・展示の構成とすることが必要であり、そのためには、行政機関だけでなく、民間事業者やNPOの知見・ノウハウを活用することが重要

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権フォーラム		9月	<p>(1)事業の目的・概要 人権についての情報発信と、府民が人権について考える機会の提供を目的として、人権に関わるテーマについて、学識経験者とKBS京都ラジオパーソナリティーが対談形式で解説するステージイベント（ラジオ公開生放送を併用）</p> <p>(2)実施状況 〔参加者数〕 約650人 〔会場〕 KBSホール 〔開催時期〕 9月9日（土） 〔内容〕 学識経験者による講演、当事者による報告等 〈テーマ〉 「ケアラーの視点から伝えたい～ヤングケアラーと家族への支援」</p> <p>○トークショー ・進行：KBS京都アナウンサー 遠藤 奈美 氏 ・一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会 代表理事 持田 恭子 氏 ・お笑い芸人 チキチキジョニー 岩見 真利 氏、石原 祐美子 氏</p> <p>○パネルディスカッション ・進行：KBS京都アナウンサー 遠藤 奈美 氏 ・コーディネーター、パネリスト （公財）世界人権問題研究センター理事長（神戸大学名誉教授） 坂本 茂樹 氏 ・パネリスト ・一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会 代表理事 持田 恭子 氏 ・お笑い芸人 チキチキジョニー 岩見 真利 氏、石原 祐美子 氏</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・多くの来場者を得て、人権について考える機会を提供することができた。 ・ラジオの公開放送を併用することで、来場できない方に対しても参加の機会をつくること ができた。 ・若い世代を含めた幅広い年齢層の方に参加していただくための工夫が必要。テーマや構成 を検討していきたい。 ※アンケートにおいて、ヤングケアラーについての関心や理解が深まったと回答した割合が 約9割あった。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	調査・研究成果の活用		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 6～9月	<p>(1)事業の目的・概要 小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕コンクール 〔対象者〕府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒（約25万人） 〔応募者数〕3,849人 〔表彰〕知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 〔その他〕優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 府内の小・中・高校生が、ポスターの制作を通じて基本的人権に関する理解を深め、人権尊重の精神を培う機会とし、「優しさや思いやり」を絵画に表現する学習機会として定着している。毎年多くの学校から多数の作品が寄せられており、入選作品は人権カレンダーや人権啓発ポスターとして、活用。今後も募集作品数の増加を図るため、京都府教育委員会や京都市教育委員会との連携を強化していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発指導者養成研修会		8月 (人権強調月 間)	<p>(1)事業の目的・概要 府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 研修会 〔対象者〕 府人権啓発指導員・推進員 市町村管理職相当職員 京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員 等</p> <p>〔参加者〕 205人（対面型：122人、リモート：83人） 〔内容〕 人権問題に関する識者の講義（詳細は次ページ） 〔講義数・日数〕 講義数：4 日数：対面型 各会場につき1日、リモート：76日 〔会場〕 対面型：京都市内及び福知山市内、リモート：Webによる配信</p> <p>(3)評 価（成果・効果、課題・今後の取組） ハンセン病やウトロの歴史などについて、詳しく学ぶ機会になった。アンケート結果では9割以上が今後も実施すべきと回答され、若手職員が学ぶ機会にしてほしいとの意見もあった。 本研修の成果を活用し、参加者がそれぞれの職場や地域でどのように人権研修を実施するか、フォローや支援を行うことが今後の課題</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
推進方策	指導者の養成		
	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	人権啓発指導者養成研修会	② 担当課（室）	人権啓発推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。		
④ 対象者	①府人権啓発指導員・推進員 ②市町村管理職相当職員 ③京都人権啓発推進会議構成団体の管理職担当職員 等	⑤ 参加者数	205人
⑥ アンケート実施有無	有		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	8月18日	市民交流プラザ福知山	①世界人権宣言75周年と日本の人権状況 ②ウトロの歴史と人権～ウトロ平和祈念館が伝えたいメッセージ～	①世界人権問題研究センター 理事長 坂元 茂樹 氏 ②ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥 氏	対面型研修
2	8月23日	キャンパスプラザ京都	①世界人権宣言75周年と日本の人権状況 ②ウトロの歴史と人権～ウトロ平和祈念館が伝えたいメッセージ～	①世界人権問題研究センター 理事長 坂元 茂樹 氏 ②ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥 氏	対面型研修
3	9月20日～1月12日	オンライン開催	①世界人権宣言75周年と日本の人権状況 ②ウトロの歴史と人権～ウトロ平和祈念館が伝えたいメッセージ～	①世界人権問題研究センター 理事長 坂元 茂樹 氏 ②ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥 氏	動画配信によるオンライン研修

評価

⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	交通利便な会場で実施したこと等により、対面型研修の参加者が増加した。
⑬ 参加状況について	205人（参加型 122人 オンライン83人）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケート調査では、対面型、リモートとも参加希望があり、今後も双方を併用した研修を実施し、多くの人が受講できる環境の確保に努めたい。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会			<p>(1)事業の目的・概要 人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク(府庁内組織:平成19年2月設置)」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。</p> <p>(2)実施状況 [事業種別] 研修会 [対象者] 府(「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関)の担当職員 市町村の人権啓発や相談機関の担当職員 国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】 [参加者] ① 24名 ② 29名 [日時] ①令和5年9月26日(火) 13:30~16:00 ②令和6年2月5日(月) 13:30~15:30 [会場] ①京都ガーデンパレス 祇園 ②世界人権問題研究センター [内容] ①講義、グループワーク 「性別でみる多様性と人権～インプットからアウトプットまで～」 講師 飯田 あきる氏(ダイバーノン代表) ②講義 (1)「京都府における条例制定と支援事業について」 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課 参事 高橋香織 氏 (2)「犯罪被害者の現状と課題～様々な困難に直面したしんどさから～」 京都社会福祉士会 相談役 京都福祉サービス運営適正化委員会 副委員長 京都・大阪地方検察庁 社会福祉アドバイザー 保護司 中川 るみ氏</p> <p>(3)評価(成果・効果、課題・今後の取組) アンケートでは、9割以上の参加者から、「今後の職務に役立つ内容だった。」という声があった。 相談員同士が団体の垣根を越えて交流・情報交換できるような機会づくりが課題と考えており、研修テーマや実施方法含め、相談ネットワークを充実できるよう今後も検討していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
推進方策	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般		9月 2月	

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	② 担当課（室）	人権啓発推進室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク（府庁内組織：平成19年2月設置）」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。		
④ 対象者	①府（「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関）の担当職員（各1名×18機関） ②市町村の人権啓発や相談機関の担当職員（各1名×26市町村） ③国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】（各1名×3機関）	⑤ 参加者数	9月 24名 2月 29名
⑥ アンケート実施有無	有		

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年9月26日（火） 13:30～16:00	京都ガーデンパレス	「性別でみる多様性と人権～イン プットからアウトプットまで～」	ダイバーノン代表 飯田 あきる氏	講義 グループワーク
2	令和6年2月5日（月） 13:30～15:30	世界人権問題研究セン ター	「京都府における条例制定と支援 事業について」 「犯罪被害者の現状と課題～様々 な困難に直面したしんどさから ～」	京都府文化生活部安心・安全まち づくり推進課 参事 高橋香織 氏 京都社会福祉士会 相談役 京都福祉サービス運営適正化委員 会 副委員長 京都・大阪地方検察庁 社会福祉 アドバイザー 保護司 中川 るみ 氏	講義

評価

⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	現場において府民の相談を直接受ける担当職員を対象に、その相談技能や資質向上と、併せて、受研を通して相談機関担当職員間の相互交流、情報交換を通じた相談ネットワークの連携強化を図るため、19年度から開催。
⑬ 参加状況について	9月研修では24名、2月研修では29名が参加
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	本研修会は、相談員同士の団体の垣根を越えた交流・情報交換をねらいとしており、アンケートでも、参加者同士で意見交換できるようなワークショップ形式での実施を希望する声が一定数ある。 相談ネットワークの連携強化を図れるよう、参加者同士でコミュニケーションのとりやすい研修方法やテーマを検討していきたい。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権問題法律相談 （京都府人権リーガルレスキュー隊）		通年	(1)事業の目的・概要 自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBTの方などへの差別、インターネット上も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図るための法律相談を実施する。 (2)実施状況 [事業種別] 相談窓口 [対象者] 府民（在勤者、一時滞在者を含む） ○電話相談 [開設時間] 平日午後（2時間）（月2回） ○面接相談 ※事前予約制 【昼間】 [場 所] 府庁、宇治、亀岡、舞鶴及び峰山の各総合庁舎 [開設時間] 平日午後（半日） （府庁：毎月1回／総合庁舎：月1回（月替わりで各庁舎を巡回）） 【夜間】 [場 所] 京都弁護士会京都駅前相談センター [開設時間] 平日夜間（2時間半）（毎月1回） [実績] 40件（令和4年度35件） (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・令和5年度の相談件数40件のうち、24件は電話相談であるなど、対面相談が少ない状況（特に総合庁舎分） ・チラシ配布やホームページ・新聞掲載等の広報を通じて相談窓口の周知に努めているが、弁護士会等とも連携を図って、より効果的な周知等の検討が必要
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	
京都人権啓発行政連絡協議会事業		10月 3月	(1)事業の目的・概要 京都人権啓発行政連絡協議会(京都地方法務局(事務局)、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成)の一員として、府内企業(探偵業、結婚相談所含む)を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。	
新規・継続等	継続		(2)実施状況 [事業種別]他主体と連携(研修会) ■企業対象人権研修会	
担当課(室)	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	企業・職場			
特定職業従事者				
推進方策	国・市町村・民間との連携			
解決に資する人権問題等				
人権全般				
開催日	令和5年11月2日(木)			
対象者	京都府内事業所(約7,000社) (従業員25人以上の企業)	探偵業者、結婚相談所等		
内容	講演1「企業と犯罪被害者支援」 (公社)全国被害者支援ネットワーク特別顧問 (公社)京都犯罪被害者支援センター副理事長 平井紀夫氏 講演2「外国人労働者の人権」 京都弁護士会 弁護士 京都人権擁護委員協議会 人権擁護委員 吉田雄大氏	現況説明 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課 防犯営業係長 伊東 満氏 講演「個人情報保護と人権について」 弁護士 人権擁護委員 辻 孝司氏		
参加数	210社 220名	10社 11名		
(3)評価(成果・効果、課題・今後の取組) 企業対象人権研修(企業内人権啓発推進員を対象)及び探偵業者・結婚紹介所を対象とした研修会について、3年ぶりに両研修揃って開催することができた。 いずれも参加者アンケート結果からはおおむね好評である。 探偵業者及び結婚紹介所を対象とした研修会については、参加者が少ないことから、より多くの企業が参加できる効果的な研修が実施できるよう、事務局である京都地方法務局や京都府警察本部とも連携を図って取組む必要がある。				

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局（事務局）、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成）に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 他主体との連携（周知・啓発） 〔対象者〕 一般府民 〔内容〕 ・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催 ・府民への情報提供（ホームページ開設） ・Jリーグ（京都サンガF.C）と連携した啓発事業（コラボグッズの作成・配布及びデジタルサイネージによる啓発 など</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 法務局や人権擁護委員連合会等と連携し、人権啓発を行うことができた。 京都サンガF.Cと連携した啓発事業においては、スタジアム内での活動により、多くの来場者に向けて有意義な啓発を行うことができた。 更に効果的な啓発に向けた連携等について、事務局である法務局と検討していくこととしたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害等についての啓発		通年	<p>(1)事業の目的・概要 関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。</p> <p>(2)実施状況</p> <p>①〔事業種別〕他主体との連携（研修会） 〔対象者〕一般府民（PTA、児童館、各種講座 など） 〔内 容〕情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など 〔実施方法〕市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施（講師派遣等） 〔時期・回数〕5カ所で6回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京丹後市（開催日：7月7日(金) 参加人数：83名） ・井手町（開催日：10月19日(木) 参加人数：13名） ・南丹市（開催日：1月27日(土) 参加人数：45名） ・宇治市（開催日：2月17日(土) 参加人数：6名） （開催日：2月28日(水) 参加人数：33名） ・舞鶴市（開催日：2月20日(火) 参加人数：16名） <p style="text-align: right;">計196名 計184名</p> <p>②〔事業種別〕京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 〔対象者〕市町村職員 〔内 容〕インターネット上で行われている人権侵害や差別助長行為等の実態把握や知識の研鑽 〔時期・回数〕2回〔開催日：5月31日(水)、3月22日(金)〕 インターネット上の部落差別についてのモニタリング対応等</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①（実施回数）前年度比 1カ所、1回増加</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	地域社会		
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			

(主なアンケートの意見)

- ・デジタルが中心となる社会の中でやはり大切なのは規範意識だと感じた。
- ・自分で考え、判断することを子どもたちへも伝えたい。

②令和5年度のモニタリングについては、人権侵害のおそれのある投稿について、削除要請を行うかどうかの判断過程に京都府及び市町村職員が参画。こうした取組を通じて、削除基準の適用等に係る運用の統一を図るとともに、プラットフォーム事業者に対する信頼性の向上に努めたい。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会		通年	<p>(1)事業の目的・概要 LGBT等性的少数者の人々が、SOGI（性的指向と性自認）を理由に生活の中で抱える困難や生きづらさを解消するため、当事者の困難の状況や可能な取組の研究を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕他主体との連携（研究会） 〔対象者〕京都人権啓発推進会議構成12団体 〔内容〕・性的指向と性自認に関する理解促進のための啓発冊子の配布 ・第13回 性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会の実施 内容：「性の多様性」理解増進法に関する講演 講師：山形大学人文社会科学部総合法律コース教授 池田 弘乃氏</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 啓発冊子については、府内の小中学校を中心に各関係機関から冊子の提供依頼が多くあり、好評を得ているところ。 今後とも、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき国において策定される基本計画や運用指針も踏まえ、京都人権啓発推進会議構成団体の職場及び事業において、性の多様性を踏まえた対応が実施できるよう努めていきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害対策検討会		通年	<p>(1)事業の目的・概要 インターネットにおける人権侵害の現状把握・分析や住民にとって利用しやすい削除手法の啓発・検証、改正プロバイダ責任制限法を含めた効果的な対応の検討を行いインターネットにおける人権侵害を抑止するための研究などの取組を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕他主体との連携 〔内 容〕世界人権問題研究センターやプロバイダ責任制限法検討協議会と連携し、インターネット上の差別事象の分析や行政における対応を検討し、誹謗中傷等の書き込みの抑制を目指す。 〔時期・回数〕3回〔開催日：7月26日(水)、11月22日(水)、3月1日(金)〕 インターネット上の人権侵害対策に関する検討会</p> <p>(3)評 価（成果・効果、課題・今後の取組） 地方自治体がインターネット上の人権侵害に対して行うモニタリングや削除要請の根拠、発信者情報開示請求の可否等について、一定の方向性を整理</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(インターネット)			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発活動再委託事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援を行う。 （国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託）</p> <p>(2) 実施状況 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①講演会 ②資料作成 ③放送広告 ④新聞等広告 ⑤研修会 ⑥その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑦地域人権啓発活動活性化事業（スポーツ組織や人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔支援措置〕 委託対象経費の10/10</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） 本事業により、広域的な見地から行う府の啓発施策との役割分担のもと、住民に身近な市町村での取組（人権の花運動や人権啓発イベント、啓発物品の作成等）が促進され、府域全体での啓発事業の取組が促進された。 年々、国庫予算が減額されている中、物価高騰等により府及び市町村委託計画額は、上昇している。限られた財源の中、府民にとってより効果的な啓発を実施していく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権問題啓発補助事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組(研修会事業等)に対する財政支援(市町村の啓発事業に対する府の単独補助)を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村(京都市を除く) 〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他(人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等)</p> <p>〔補助率〕 1/2</p> <p>(3)評価(成果・効果、課題・今後の取組) 本事業により、市町村等の地域社会の実情に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での幅広い分野の人権啓発の持続的な取り組みの促進に役立っている。限られた財源を効果的に活用した本事業の運用について、市町村の意見を聴きながら検討していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
地域交流活性化支援事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業 〔補助率〕 1/2</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 住民の主体性を生かしたまちづくりや交流活動などを補助対象とすることにより、市町村からは、地域社会全体の交流を促進し活性化に役立っていると、高い評価を得ている。 令和5年度においては新型コロナウイルス感染症による中止や規模の縮小から回復してきたことから、令和6年度は、地域ニーズを把握し、より効果的な取組を支援していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調 月間)	<p>(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」（8月）の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や福祉施設のほっとはあと製品などを活用して啓発事業を実施する。</p> <p>(2)実施状況 〔事業種別〕 周知・啓発 〔対象者〕 一般府民 〔内容〕 各広域振興局管内での啓発事業 ・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置（統一事業） ・市町村のイベント等における資料展示（独自事業） ・福祉施設のほっとはあと製品を活用した啓発物品の作成（独自事業）等</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 広域振興局等身近な庁舎や、管内福祉施設等の授産製品を活用し、府民に関心を持っていただけるよう地域に根差した啓発活動を実施した。 花壇の設置や啓発物品の作成のみにとどまらず、各種イベントへの出展や様々な地域資源の活用など、地域事情を踏まえた本事業の有効活用について、広域振興局と連携・協議していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
看取りプロジェクト推進事業			<p>(1) 事業の目的・概要 超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制の構築を推進した。</p> <p>(2) 実施状況 ○看取りについて考える府民意識の醸成 〔参加者数〕 196名 〔会場〕 医師会館 〔開催時期〕 12月 〔内容〕 中村 伸一氏講演「元気な今だからこそ始めよう！サヨナラの準備～エンディングノートのすすめ～」</p> <p>○看取りサポート専門人材の養成 〔参加者数〕 看護師41名、介護支援専門員84名、介護職員131名 〔会場〕 オンライン 〔開催時期〕 8月～2月 〔内容〕 看取りに係る知識向上、多職種協働に係る研修</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・看取りについて、府民一人ひとりが自分自身の身近な問題として考えるきっかけづくりを進めるとともに、看取りを支える専門人材の養成を推進することができた。 ・コロナ5類移行後も、保健福祉関係者の勤務の性質上、オンラインを活用して参加しやすい開催手法とする。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	指導者の養成		
	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 高齢者及びその家族等が抱える各種の相談、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加の意欲のある人への活躍の場など、幅広い情報提供を実施 ((公財) 京都SKYセンター内に設置。同センターに委託)</p> <p>(2) 実施状況 ○一般相談：高齢者及びその家族等からの相談対応 474件 ○専門相談：弁護士による法律（法律一般、財産管理等）相談対応 105件 ※ 一般相談、専門相談による対応のほか、必要に応じて関係機関へつなぐことにより解決に至っている。また、一般相談においては傾聴により解決に至るケースも多い。 ○情報提供：高齢社会、地域情報等に関する各種情報の収集及び提供 1,106件</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①効果 法律相談等の専門性が高く複雑な相談に応える場の提供により、高齢者の生活上の不安を解消するなど、所期の目的を概ね達成することができた。 ②課題・今後の方向性 高齢者の価値観の多様化により、相談内容も多岐にわたっていることから、シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
認知症総合対策事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。</p> <p>(2) 実施状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 認知症を正しく理解し適切に対応ができる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成の推進 (キャラバンメイト176名、認知症サポーター16,104名養成) チームオレンジの設置促進(5市町設置) 「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成(231企業養成) 認知症にやさしいモノやサービスの創出の推進 「オレンジロードつなげ隊」による啓発活動の推進(223回活動) 早期発見・早期鑑別診断・早期対応ができる体制づくり <ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センターの設置(8か所) 認知症初期集中支援チームの設置(全市町村) 認知症カフェの設置(全市町村) 認知症リンクワーカーの活動推進 とぎれない医療・介護の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポート医の養成(累計274名養成) 医師、看護師、歯科医師、薬剤師等の認知症対応力向上研修の実施 (医師234名、看護師61名、歯科医師45名、薬剤師103名) 地域での日常生活や就労、社会参加等の支援 <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの充実 認知症の人の意思決定支援研修の実施 家族・介護者等への支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> 多様な相談窓口の設置(認知症コールセンター、認知症あんしんサポート相談窓口)(相談回数471件) 若年性認知症施策の強化 <ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症コールセンターの設置(相談回数40回) 産業医や支援者の養成や相談会の開催 若年性認知症支援コーディネーターの設置 若年性認知症当事者のピアサポート、就労・社会参加の促進 <p>(3) 評価(成果・効果、課題・今後の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の意思が尊重され住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現のため、一般府民や企業等多様な主体の参画を求めていく。 コロナ5類移行後も、保健福祉関係者の勤務の性質上、オンラインを活用して参加しやすい開催手法とする
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2) 実施状況 ・虐待に関する実態調査による状況分析 ・高齢者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、高齢者の権利擁護を図る。 ・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、サービス事業者等への研修等を実施する。</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①効果 事業所に対して、高齢者虐待に対する理解と意識を高めるとともに、市区町村の担当職員の専門性の強化することができた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
障害者の権利擁護の推進		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2) 実施状況 ・虐待に関する実態調査による状況分析 ・障害者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、障害者の権利擁護を図る ・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、障害福祉サービス事業者等への研修等を実施する。</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①効果 事業所に対して、障害者虐待に対する理解と意識を高めるとともに、市区町村の担当職員の専門性の強化することができた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)		事業ごと	(1) 事業の目的・概要 発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施する。 (2) 実施状況 ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、情報提供) ・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議) ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 (京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施) 等 (3) 評価(成果・効果、課題・今後の取組) ①効果 ・年間を通じて、府内全域での発達障害者からの相談に応じる体制づくりを行い、身近な地域において専門的な相談に対応することができた。 ・研修会や啓発行事の実施により、発達障害とその支援の正しい理解に努めた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)		事業ごと	(1) 事業の目的・概要 発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充 (2) 実施状況 ・発達障害者支援センター「こども相談室」での相談支援 ・発達障害児に対する療育(園巡回・発達検査)を実施(市町村補助) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 ・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等 (3) 評価(成果・効果、課題・今後の取組) ①効果 ・発達障害児に対する事後支援として、園巡回や発達検査、発達クリニックなど重層的に事業実施し、発達障害の発見後の事後支援対策の強化を引き続き図った。 ②課題・今後の方向性 引き続き、継続的な取組が必要
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	医療関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>(1) 事業の目的・概要 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>(2) 実施状況 ・ 障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催 ・ ヘルプマークの普及啓発活動 ・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） ＜場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）＞ ・ 「障害者週間」啓発活動促進事業（12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ・ 障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） （「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等） ・ 全国車いす駅伝競走大会（3月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝） 等</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ① 効果 ・ ヘルプマークの啓発活動により、障害理解の促進を図った。（令和5年度府内配布数：約13千個） ・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」では、参加人数を制限して対面での開催を行うことにより、参加者、ボランティア等の府民理解の促進を図った。 ・ 障害者芸術の取組では推進機構で企画展（4企画）や共生の芸術祭を開催するなど、障害者芸術への関心を高めた。また、インターネットや「CONNECT」展との連携等様々な発表の機会を創造し、障害者の創作活動が拡大するなど社会参加の推進が図られた。 ・ パラスポーツ体験会を通じ、広く府民の理解促進と社会参加のきっかけづくりを行った。</p> <p>② 課題・今後の方向性 引き続き、条例周知を中心とした継続的な取組みが必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業		事業ごと	<p>(1) 事業の目的・概要 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等の実施</p> <p>(2) 実施状況 ・手話やコミュニケーション教室等の実施 ・「聞こえのサポーター」の養成 ・府主催イベント等における手話や要約筆記の実施</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①効果 ・聞こえのコミュニケーション教室等では研修会の開催等により、難聴幼児及び保護者に対する意思疎通に係る支援・理解促進に努めた。 ・聞こえのサポーター養成事業では、多くの参加者があり、聴覚障害に対する理解促進が図られた。 ・京都府主催事業に手話通訳者の派遣を行うことで、聞こえに障害のある方や手話等に対する府民の理解促進が図られた。 ②課題・今後の方向性 引き続き、条例周知を中心とした継続的な取組みが必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
精神障害者家族支援強化事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう以下の取組を実施</p> <p>(2) 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の家族支援 (精神障害者を支える家族への訪問支援、家族や府民向け研修・啓発講習会) 精神科病院入院患者の退院後支援 (支援計画を作成し関係機関による退院後支援、アウトリーチ、ピアサポーター活用) <p>(3) 評価 (成果・効果、課題・今後の取組)</p> <p>① 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所職員が精神障害者を支える家族を訪問し、家族を支援することで、精神障害者及び家族が安心して生活できる地域づくりが図られた。 精神科病院入院患者に対して、退院後支援計画を策定し、退院後のスムーズな地域移行が図られた。 <p>② 課題・今後の方向性</p> <p>引き続き、継続的な取組が必要</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ヤングケアラー支援体制強化事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 ヤングケアラー総合支援センター（以下「センター」という。）を中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施</p> <p>(2) 実施状況</p> <p>【ヤングケアラー支援体制構築業務】 ・コーディネーター及び相談員の配置 〔内 容〕センターにコーディネーター及び相談員を配置。ヤングケアラー当事者や家族・支援者からの相談・支援を実施。 〔相談件数〕481件</p> <p>・ヤングケアラーコーディネーター養成研修の開催 〔内 容〕各市町村のヤングケアラー支援を行う職員等向けに研修事業を実施。 ヤングケアラーの支援・啓発活動が行える人材を養成。 〔参加者数〕50名 〔会 場〕京都府内3ブロックで開催（山城、京都市・南丹、中丹・丹後）</p> <p>・オンラインコミュニティの運営 〔内 容〕ヤングケアラーや元ヤングケアラー同士が集い、日頃の悩みや経験を共有できる場を月1回開催。 〔参加者数〕延べ54人（申込者数延べ72人）</p> <p>【ヤングケアラー研修推進業務】 〔内 容〕センター職員が講師として、関係機関・団体に対しヤングケアラーにかかる研修を実施。 〔開催回数〕64回 〔参加人数〕延べ4,259人</p> <p>【広報啓発】 ・中高生向け啓発マンガの作成（配布は令和6年度） 〔内 容〕府内中高生向けにヤングケアラー啓発マンガを精華大学と協力し作成。 ・児童向けチラシの配布 ・配架用カードの配布 ・支援者向けDVDの配布 ・ポスターの製作・配布・府内駅構内でのポスター掲示 ・児童向けクリアファイルの製作・配布 ・オンラインコミュニティ周知カード、チラシの作成・配布</p> <p>【こどもの居場所におけるヤングケアラー支援】 こどもの居場所において、中高生のヤングケアラーを幼い兄弟とともに受入れ、生活・相談支援と併せて学習支援をモデル的に実施 〔実施団体〕5団体</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭・青少年支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
子ども			

(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組）

令和4年度の事業開始から、相談件数は順調に伸びており、広報・啓発活動によりヤングケアラーやセンターの認知度が向上していると考えられるが、18歳未満の当事者からの相談件数が伸び悩んでいる状態であり、令和6年度は、中高生向け啓発マンガを府内中高生に配布したり、SNSを活用した相談方法を確保するなど、さらなるヤングケアラーに対する理解と認知度向上を目標とし事業を行う。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
児童虐待総合対策事業 (オレンジリボンキャンペーン)		11月	<p>(1) 事業の概要 みんなで子育てを支え合う社会づくりを通じて子どもへの虐待をなくしていくため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンを展開し、啓発活動等の効果的な取組を実施。</p> <p>(2) 実施状況 ・民間企業、地域スポーツ活動等と協働した啓発等</p> <p>(3) 評価 (成果・効果、課題・今後の取組)</p> <p>①効果 スポーツイベントでの啓発や郵便ポスト等へのステッカーの貼り付け等により、児童相談所全国共通ダイヤル「189」を幅広い世代に広く周知することができた。</p> <p>②課題・今後の方向性 虐待通告の正しいルールを周知し、事案発生時の活用につなげる。(通告・相談が匿名で行えること、連絡内容等に関する秘密は守られること等)</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭・青少年支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>(2) 実施状況 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）による相談支援対応 ・ 性暴力被害者の潜在化防止 <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <p>①効果 府内全域の被害に係る相談対応を実施し、被害者の心身の負担軽減や早期回復を図ることができた。</p> <p>②課題・今後の方向性 被害の潜在化防止及び相談窓口の周知</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭・青少年支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
青少年インターネット被害対応事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 青少年自身では解決困難なインターネット上での誹謗中傷等による被害の未然防止、削除支援等を図るとともに、青少年が自らネットとの関わりを考え、ネットリテラシーの向上を目的としたフォーラムを開催し、被害防止を図る。</p> <p>(2)実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年ネット被害相談窓口」（電話相談、メール相談）の設置、運営 ・「青少年いいねット京（みやこ）フォーラム」の開催 <p>①事前学習会 参加者数：中学校・高校 11校49人 ソーシャルメディア研究会9人、観覧者6人 会場：京都学・歴彩館（小ホール） 内容：インターネット利用に係るメリット、デメリットをテーマにワークショップを行い、意見発表を行った。</p> <p>②フォーラム 参加者数：中学校・高校 11校47人 パネリスト4人、ソーシャルメディア研究会10人、観覧者55人 会場：京都市北文化会館（ホール） 内容：事前アンケート結果発表、参加校からの提言、啓発動画の作成 パネルディスカッション</p> <p>③啓発活動 参加者数：御所東学童クラブ利用の小学生 約30人 会場 京都市立上京児童館 御所東学童クラブ 内容：フォーラム参加の高校生による人形劇</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <p>①成果・効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応を行い、相談者の心身の負担軽減を図ることができた。 ・保護者のみならず、生徒自身に向けた提言も行っており、他校生の意見も聞け、メディアリテラシーや情報モラルの向上を図った。 ・アンケート（生徒・児童）小学校4年生以上を対象としたインターネット利用に関するアンケート回答が11,448人からあった。 <p>②課題・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット被害相談窓口については、令和5年度で事業終了。 ・「青少年いいねット京（みやこ）フォーラム」は、継続実施、アンケート結果から分析しているインターネット利用者の低年齢化への対応とその保護者に向けた啓発活動が必要である。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭・青少年支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(インターネット)			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
自殺防止総合対策事業		事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、第2次京都府自殺対策推進計画に基づき自殺対策を総合的に推進</p> <p>(2)実施状況 ○自殺予防週間や自殺対策強化月間における集中的な広報啓発活動の実施 ・自死遺族支援・自殺対策に取り組む民間団体及び京都市と共催で自殺予防週間の9月に京都市内商業施設及び京都市役所前広場で普及啓発イベント「ライフ in 灯きょうと」を実施 ・京都いのちの日（3月1日）に京都市内商業施設において自殺対策啓発イベント「京都いのちの日メッセージ展」を開催。府内大学生が集めたメッセージを展示し、啓発物品の配布や心理テスト等を実施するとともに、民間団体支援者と街頭啓発を実施。日没後に京都タワー、府庁旧館等をライトアップ。 ○小中高校生を対象にしたSOSの出し方教育の実施 ・府内小・中・高校からの依頼を受け出前講座を実施し1,619名が受講（延べ23校） ○自殺対策に取り組む民間団体等の事業や研修等へ補助金交付（8団体、10,242千円） ○ゲートキーパーの養成 ・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）を養成（府及び市町村で3,559名養成（H24年度以降の累計39,817名）） ○自死遺族サポーター養成研修を実施し、弁護士、司法書士、警察・消防等が参加。（1回） ○京都府自殺ストップセンターによる24時間対応の相談・支援 ・自殺を考えるほど深刻な悩みを抱える人からの電話相談：4,101件→うち他機関紹介：357件、助言指導：1,630件、傾聴：1,999件 等 ・相談員の資質向上のための研修（6回）、事例検討会（6回）を実施 ○SNS等を活用した相談・支援情報の提供 ・利用者が多いLINE広告を活用した相談窓口の広報を自殺対策強化月間の3月に実施 ○市町村が行う自殺対策事業へ補助金交付（23市町村、46,027千円）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・令和5年の京都府の自殺者数は410人で前年より35人増加。自殺死亡率は全国の17.5より低い16.1であった。 ・市町村・関係機関と連携し、総合的な自殺対策を推進するとともに、引き続き、自殺者数が多い中年男性層や若年層に向けた広報・啓発事業を強化する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
	家庭		
	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
	資料等の整備		
	効果的な手法		
	調査・研究成果の活用		
	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(自殺対策)			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
ハンセン病問題啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日(6月22日)を中心とした各種啓発活動を行う。</p> <p>(2) 実施状況 ・パネルのロビー展示による啓発 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況や入所者の意向を踏まえて、ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会やふるさと墓参等里帰り事業は見送り。</p> <p>(3) 評価 (成果・効果、課題・今後の取組)</p> <p>①効果 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、予定していたハンセン病療養所入所者と中高生との交流会等については中止せざるを得なかった。</p> <p>②課題・今後の取組み 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、実施方法について検討する必要があるが、引き続き、継続的な取組みが必要。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病等			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
エイズに関する普及啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府エイズ予防月間（12月）を中心とした各種啓発活動を行う。</p> <p>(2) 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資材（パンフレット等）の作成、配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充 ・府庁旧本館をレッドリボンのイメージカラーである赤色にライトアップ <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <p>①効果 中学・高校・大学生向けに啓発資料の配布等、他の実施事業によりエイズをはじめとする性感染症に関する理解を一定深めることができた。</p> <p>②課題・今後の方向性 新規感染者数は減少しているが、検査数も減少しており、患者・感染者の早期発見のため、検査受検を呼びかけるなど、普及啓発等の継続的な取組みが必要。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病等			

【健興福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者）	② 担当課（室）	健康福祉総務課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施		
④ 対象者	①本庁、京都市内公所（府職員派遣先団体含む）に勤務する職員 ②健康福祉部関係団体（府内市町村、外郭団体）に勤務する職員	⑤ 参加者数	延べ358人
⑥ アンケート実施有無	①有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和6年1月10日 ～3月8日	オンライン	（必須） 全国水平社創立100年 その歴史的意義 （選択） ①パラスポーツと共生社会 ②困難な状況を抱える女性の現状と女性支援法について ③厚生労働省自治体職員向けゲートキーパー研修	（必須） 穀雨企画室代表 渡辺 毅 （選択） ①立命館大学社会学部教授 金山 千広 ②ウィメンズカウンセリング京都（WCK） 竹之下 雅代 ③厚生労働省	（必須） 動画視聴 （選択） ①②動画視聴 ③eラーニング研修

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>（必須） 同和問題に対する職員の理解を深めるべく動画を選定。 （選択） ①昨年度アンケート結果において部内職員の関心の高かったテーマのうち「障害者」について取り上げるべく、動画を選定 ②困難な状況を抱える女性の現状と女性支援法が令和6年4月1日に施行されることを受け、行政として必要な支援が何かを職員にも意識をしてもらうべく動画を選定。 ③自殺者の急増を受け、有効な対策が必要とされていることから、厚労省が作成した自治体職員向けゲートキーパー研修について、選択項目のひとつとして選定。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>延べ564人（府職員 327人、市町村職員 2人、関係団体等職員 29人）</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>前年度アンケート結果において、オンライン研修を求める声が多かったことから、引き続きオンライン開催とした。「とてもよかった」「よかった」と肯定的な回答をした方が参加者の63.7%となっており、受講者の人権意識の向上につながっていると考えられるものの、昨年度と比較して参加者数・満足度ともに低下していることから、来年度についてはアンケート結果を参考に、より満足度の高いものとなるよう開催内容を検討していく。</p>

【健康福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	生活保護関係職員研修（生活保護現業員研修）	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ケースワーカーや面接相談員等を対象とした研修を実施する。		
④ 対象者	生活保護関係職員（ケースワーカー、面接相談員等）	⑤ 参加者数	延べ77名
⑥ アンケート実施有無	○ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	生活保護現業員研修 （新任研修） 5月22日	京都経済センター	・医療扶助～電子レセプトの活用について～ ・生活保護業務における面接相談について ・援助方針の策定とケース記録について	・地域福祉推進課 医務主幹 ・地域福祉推進課生活保護係 副主査 ・地域福祉推進課生活保護係 主幹兼係長	・講義 ・グループワーク ・グループワーク
2	生活保護現業員研修 12月6日	京都経済センター	・生活保護における被保護者の債務整理支援について ・洛南寮救護施設の取組みについて	・法テラス京都法律事務所 東間和哉 弁護士 ・洛南寮 施設長(寮長)、技術次長・救護課長、救護課課長補佐	・講義 ・講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	ケースワーカー、面接相談員等を対象として、面接相談、援助方針の策定、ケース記録、医療扶助等、今後のケースワーク等に必要な実践的な知識等をグループワーク形式及び講義形式で研修することにより、生活保護行政の適正な運営に資することを目的とする。なお、実践的なケースワーク等に対する研修が中心となるが、その前提として地域住民の人権を尊重したケースワークとなるよう啓発を図っている。
⑬ 参加状況について	延べ77名（5/22：43名、12/6：34名）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	研修後のアンケートでは、2回の研修とも「大変有意義だった」もしくは「有意義だった」との回答をした者が90%程度あり、令和6年度も引き続き生活保護関係職員にとって有意義な研修を実施してまいりたい。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	新任査察指導員研修・生活保護査察指導員会議	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深め、対人援助業務を実施するにあたり指導的な役割を果たすための研修を実施する。		
④ 対象者	生活保護査察指導員	⑤ 参加者数	延べ31名
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	新任査察指導員研修 5月26日	京都府職員福利厚生センター	<ul style="list-style-type: none"> 査察指導員の役割と業務について 査察指導員業務の実際について 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進課生活保護係 主幹兼係長 宇治市福祉事務所 査察指導員 	講義
2	生活保護査察指導員会議 12月6日	京都経済センター	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度生活保護担当指導職員ブロック会議の結果等について 令和5年度厚生労働省生活保護法施行事務監査の実施状況について 協議事項・意見交換等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進課生活保護係 主幹兼係長 城陽市福祉事務所 査察指導員 地域福祉推進課生活保護係 主幹兼係長 	講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<p>新任研修においては査察指導員としての役割と業務及びその実際について研修を実施し、また、会議においては生活保護の法改正の動向等、今後の制度の運用等について説明するとともに、各実施機関から提案のあった議題について意見交換等を行うことにより、査察指導員としての資質及び人権意識の向上を図る。</p> <p>なお、実践的な査察指導に対する研修・会議が中心となるが、査察指導員自身の人権意識向上はもとより、傘下のケースワーカーにも人権意識の向上を促す指導ができるよう啓発を図っている。</p>
⑬ 参加状況について	延べ31名（新任研修7名、会議24名）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<p>新任研修を開催し、新任査察指導員の資質及び人権意識の向上を図ることができた。また、会議により各査察指導員の生活保護及び人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができた。引き続き令和6年度も新任研修と会議を併せて実施してまいりたい。</p>

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	民生委員・児童委員協議会 代表者研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施する。		
④ 対象者	①京都府民生児童委員協議会役員 ②各単位民生児童委員協議会会長 ③各市民生児童委員協議会正副会長	⑤ 参加者数	178
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	6月22日	綾部市ものづくり交流館	近年の福祉の動向と民生児童委員活動	佛教大学 教授 岡崎 祐司 氏	講義
2	7月3日	ガレリアかめおか	近年の福祉の動向と民生児童委員活動	佛教大学 教授 岡崎 祐司 氏	講義
3	7月10日	龍谷大学響都ホール校友会館	近年の福祉の動向と民生児童委員活動	佛教大学 教授 岡崎 祐司 氏	講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員が、人権問題について幅広く正確な知識を修得することを目的として、過去の様々な研修の実施状況を配慮しつつ、時勢に沿ったテーマを設定している。参加者が多いため講義形式をとるが、事前に質問を受け付け、当日講師から回答を受けたり、質疑応答の時間をとるなど工夫をしている。
⑬ 参加状況について	京都府民生児童委員協議会役員、各単位民生委員協議会会長、正副会長だけでなく、行政の担当者にも参加を呼びかけ、民生児童委員は多くの方が参加された。本研修会は府民児協との共催で実施しており、早い時期に府民児協の研修計画で日程を示し参加を呼びかけている。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートでは「有意義だった」とする回答が多数を占めており、今後の活動に活かしたいという感想も多く見られた。

【健康福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を各保健所ごとに実施する。		
④ 対象者	全民生委員・児童委員（2,879名）	⑤ 参加者数	2,223
⑥ アンケート実施有無	有		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	8月31日	南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」	講演①:「高齢者を消費者被害から守るために」 講演②:「南丹船井における特殊詐欺について」	講演①: 京都府消費生活安全センター消費生活相談員 木戸 明美氏 講演②: 南丹警察署生活安全課長 堀田 勝彦氏	講義
2	9月23日	ハピネスふくちやま 市民ホール	「ヤングケアラーの理解と支援について」	京都府ヤングケアラー総合支援センター 相談員 前田 昌恵 氏	講義
3	10月14日	峰山総合福祉センター	講演①「民生児童委員活動の心構え」 実践報告①「委員活動で大切にしてきたこと～つながりを大切に～」 実践報告②「弥栄町民児協の令和4年度を振り返って」	与謝野町民生児童委員協議会 会長 阿路川 正和 氏 大宮町民生児童委員 委員 吉田 ひさ子 氏 弥栄町民生児童委員 会長 室田 邦枝 氏	講義
4	11月8日	綾部市中央公民館	「バザールカフェの軌跡と活動ーバザールカフェでの居場所づくりとはー」	バザールカフェ スタッフ 松浦 千恵 氏	講義
5	11月27日	八幡市文化センター	①「ひきこもり支援について～8050問題を中心に～」 ②「特殊詐欺の現状と対策」	①: 京都府家庭支援総合センター 主査 廣田 氏 ②: 京都府警察本部 特殊詐欺対策室 警部補 大塩 氏	講義
6	12月16日	与謝野町生涯学習センター 知遊館	「傾聴の基本～話の聞き方、返し方～」	丹後保健所福祉課 課長 中邑 章	講義

7	12月20日	長岡京市中央生涯学習センター	「ヤングケアラーの現状と民生児童委員としての関わり方について」	京都府ヤングケアラー総合支援センター コーディネーター 坂田 由里氏	講義
8	12月24日	舞鶴市総合文化会館	「誰もが安心できる場所を目指して～あの日、あの時の避難所で～」	京都DWAT中丹東エリアチーム員 佐々木 明彦氏	講義
9	1月25日	文化パーク城陽	①「ひきこもり支援について～8050問題を中心に～」 ②「特殊詐欺の現状と対策」	①:京都府家庭支援総合センター 主査 廣田氏 ②:京都府警察本部 特殊詐欺対策室 警部補 大塩氏	講義
10	1月30日	ガレリアかめおか	「高齢者を消費者被害から守るために」	京都府消費生活安全センター消費生活相談員 橋場 幸代氏	講義
11	3月12日	アスピアやましろ	児童虐待の現状～「子どもの権利擁護」の視点から～	京都府宇治児童相談所京田辺支所 竹村氏	講義

※研修実施回数に応じて

評価

⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	昨今の人権問題の内、各保健所ごとに、地域の実情に即したテーマを設定している。参加者が多数のため、グループ討議や分科会の実施は困難であるが、テーマについては参加者である民生委員の意見を十分に踏まえ、検討した上で実施している。
⑬ 参加状況について	各保健所において、管内の市町村、地区民生児童委員協議会と調整し、地区民生児童委員協議会主催の研修等と同日開催を検討するなど、民生委員・児童委員に無理のない日程となるよう配慮しており、対象者の約8割の参加があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートを実施した研修では、「新たに得た知識を活動に生かしたい」など前向きな感想が多くあり、参加者の理解に一定の効果があったと思われる。

【健康福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	社会福祉施設長研修会	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義等を実施		
④ 対象者	京都市を除く京都府内民間社会福祉施設の施設長等	⑤ 参加者数	110名
⑥ アンケート実施有無	有・無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	12月5日	オンライン	虐待防止と権利擁護について	一般社団法人権利擁護プロジェクトともす 代表理事 川端伸子	講義
2	同上	同上	個別避難計画の作成について	危機管理部災害対策課 石田主事	講義
3	同上	同上	同上	健康福祉部地域福祉推進課 辻内主事	講義
4	同上	同上	避難確保計画作成状況及び避難訓練の実施について	建設交通部砂防課 田中主事	講義

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>福祉サービスを必要とする利用者の尊厳の保持や虐待防止に取り組むことで、利用者のサービス向上に繋がるため、虐待に繋がらないよう、個々の利用者に沿ったサービス提供への理解を求めた。 また、災害時における要配慮者避難確保計画の作成に係る協力を依頼する中で、施設内における社会的弱者に対する配慮への理解を求めた。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>府内社会福祉法人等に参加を呼びかけ、施設長・事務長等 110 名がオンラインによる研修に参加</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>社会福祉施設で取り組む社会福祉事業における人権擁護等について、改めて認識を深めてもらう機会になった。 また、今後、福祉ニーズが多様化する社会福祉施設での取組において配慮すべき人権擁護等について、さらに認識を深めてもらう機会が必要</p>

【健康福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	社会福祉施設職員等研修	② 担当課（室）	地域福祉推進課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権尊重に立脚した価値観や深い洞察力、豊かな感性など、福祉サービスに従事する者に求められる人間性を養う。		
④ 対象者	社会福祉施設等市町村社会福祉協議会職員	⑤ 参加者数	241名
⑥ アンケート実施有無	((有))・無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	6月7日	京都テルサ	社会福祉サービスの基本理念と倫理（新任職員向け）	大谷大学名誉教授 山下憲昭	講義
2	6月22日	市民交流プラザふくちやま			
3	9月21日	京都テルサ			
4	6月14日	京都テルサ	社会福祉サービスの基本理念と倫理（中堅職員向け）		
5	7月14日	京都テルサ			
6	7月26日	京都テルサ	社会福祉サービスの基本理念と倫理（リーダー職員向け）		

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	キャリアパス対応型生涯研修課程に準じた内容の講義で人権意識を高めるための研修を講義形式にて実施
⑬ 参加状況について	新任職員114名、中堅職員67名、リーダー職員60名の計241名が参加
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	受講者アンケートの結果では、5段階評価で5又は4の回答が新任職員で83.0%、中堅職員で65.0%、リーダー職員で58.8%であった。今後も引き続き、各階層のキャリアステージに合わせた研修を実施することが必要である。

【健康福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	京都府認知症介護に係る研修	② 担当課（室）	高齢者支援課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者等、実践者、リーダー）に対して、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしと継続性のある支援について学ぶ。また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。		
④ 対象者	保健福祉関係者	⑤ 参加者数	280
⑥ アンケート実施有無	○		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	5/25, 8/1, 11/28	オンライン 綾部ものづくり交流館 ハートピア京都	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	中谷 和也	講義
2	5/26, 8/2, 11/29	オンライン 綾部ものづくり交流館 ハートピア京都	権利擁護の視点に基づく支援	黒田 顕司	講義
3	11月14日	ハートピア京都	職場内教育（OJT）の実践	齊藤 裕三	講義
4	1/24, 1/25	ハートピア京都	認知症高齢者のケアのあり方1～虐待防止と権利擁護について	齊藤 裕三	講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	認知症ケアに携わる介護職員等に対して、高齢者や認知症の方に対する人権の尊重、認知症に関する理解を促進するとともに、生活や生き方を重視したケアができるようになることをテーマに、認知症に関する基本的な知識に加え、実務経験に応じて、認知症ケアに必要な技術の習得を目的として実施する。また、他施設の職員の経験や考えを聴き、認知症高齢者等の立場に立ったケアの実践に向けて自分自身のこれまでの職務を振り返ることができるようグループワークの機会を多く提供する。
⑬ 参加状況について	令和4年度より感染対策に留意して原則集合型としているが、オンライン型も併用している。申込はオンライン型の倍率がより高い。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	長期間（7～10日）の研修もあり、オンライン受講は、集中力の持続が困難であったり、他参加者との交流がうまく図れないこともあることから、次年度も引き続き集合型を基本に、オンラインとの併用で実施する。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	保育職員人権研修等事業	② 担当課（室）	こども・子育て総合支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	子どもたちの人権に配慮した保育を実施するとともに、保育士等の職員が同和問題をはじめ、すべての人権問題に対する正しい理解と認識を深め、質の高い保育サービスが提供できる人材を養成することを目的とする。		
④ 対象者	京都府内の保育所等職員	⑤ 参加者数	延べ421人
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	6月29日	ハートピア京都	児童虐待の実態及びその予防と対応	京都華頂大学教授 山川宏和	対面、動画配信
2	6月29日	ハートピア京都	子どもの最善の利益の尊重・一人一人の子どもの発達障害～事例集を活用して～	京都華頂大学教授 山川宏和	対面
3	8月10日		人権が守られる環境づくり	佛教大学教授 原清治	Zoom、動画配信

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	保育現場にて想定される人権教育テーマが扱われている。
⑬ 参加状況について	京都府保育協会の会員を中心に、京都府内の保育所等職員が幅広く参加している。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケート結果より、80%以上の参加者が「理解が深まった」と回答している。

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	児童虐待総合対策事業（市町村児童相談担当職員研修）	② 担当課（室）	家庭・青少年支援課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	児童虐待防止の取組を推進するとともに、地域における様々な課題に対応できるよう、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員が児童虐待に対する理解を深め、資質向上を図ること。		
④ 対象者	市町村児童相談担当職員等	⑤ 参加者数	延べ270人
⑥ アンケート実施有無	○ ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	5月26日	家庭支援総合センター	子どもの権利擁護に関すること・児童福祉法の現状	笠中晴司（丹波橋法律事務所弁護士）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
2	6月2日	家庭支援総合センター	関係機関との連携	安部計彦（西南学院大学教授）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
3	6月7日	家庭支援総合センター	相談の種類とその対応、子ども虐待について	野田正人（立命館大学大学院特任教授）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
4	6月14日	家庭支援総合センター	児童福祉司に必要な法知識	藤原式子（橋本法律事務所弁護士）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
5	6月21日	家庭支援総合センター	面接の技法・虐待した親とつきあうこと	上松幸一（京都先端科学大学准教授）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
6	6月28日	家庭支援総合センター	保護を要する子どもの理解	石田賀奈子（立命館大学教授）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
7	7月5日	家庭支援総合センター	母子保健の役割と保健機関との連携	光井朱美（関西医科大学講師）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
			施設における日常的ケア、専門ケアに関すること	近藤剛（乳児院京都大和の家院長）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
8	7月12日	家庭支援総合センター	子どもの発達と発達途上の問題に関すること	白山真知子（認定NPO法人児童虐待防止協会理事）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
9	7月18日	家庭支援総合センター	非行対応の基本	橋本和明（国際医療福祉大学教授）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）
10	7月28日	家庭支援総合センター	過程支援やソーシャルワークに関すること	和田一郎（獨協大学教授）	講義・演習（グループワーク・ロールプレイ等）

※研修実施回数に応じて

評価

⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	研修効果を上げるために、事前・事後の到達目標アンケートや修了レポート等実施。講義にあわせて、グループワーク等も交えて実施。
⑬ 参加状況について	毎回30名程度が受講し、研修内容に応じて幅広い職種の関係者の参加を得ることができた。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	児童虐待に対する認識を高めるとともに、関係者の日々の業務を振り返る機会とすることができた。

【健康福祉部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	健康福祉部人権問題職場研修（保健福祉事業従事職員人権研修会）	② 担当課（室）	健康対策課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。		
④ 対象者	市町村及び栄養士会等において保健福祉事業に従事する職員等	⑤ 参加者数	5名程度
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	1月10日～3月8日	WEB研修	パラスポーツと共生社会	立命館大学産業社会学部 教授 金山 千広	WEB研修

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	テーマ設定にあたっては、研修受講を通じて、職員が人権問題に対する意識を高めると同時に、日常生活に取り入れられるような点を学ぶことの出来る内容にすることを心がけている。
⑬ 参加状況について	約5名（アンケート回答者数）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケート結果では、「とてもよかった」が24.3%、「よかった」が39.4%と概ね良好で、研修の目的は概ね達成されたものと思われる。今後の研修希望として最も多かったのが「児童福祉関係」であり、来年度以降の研修テーマの1つとして検討し、健康福祉部の個々の業務に生かしていけるよう、多様なテーマを取り上げ、相手への配慮を学べる研修を継続していく。 ※同内容の研修が2つの名称で混在していたため、「健康福祉部人権問題職場研修」に統一

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
公正採用選考啓発事業		5月	<p>(1)事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施</p> <p>(2)実施状況 ○府内企業人事担当者等（府内4,600社）対象 ○公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（5月22日／3,000枚） ○公正採用選考推進旬間新聞意見広告（5月22日掲載／京都・読売・産経・毎日・朝日） ○公正採用選考啓発TVスポット（5月22～31日／KBS京都、15秒×25回） ○厚生労働省「新た履歴書の様式例」啓発（随時）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <p>①効果 ・新聞広告やテレビCM等、広告媒体を利用することで、企業だけでなく府民に対しても幅広く啓発の機会が得られた。 ・同時期実施の集合型人権問題啓発セミナーにて参加企業へ啓発ポスター配布及び啓発が行えた。</p> <p>②課題・今後の方向性 ・学卒求人（高卒求人）受付に合わせた時期の啓発は求人予定企業の関心も高いため、引き続き啓発を行っていきたい。 ・求職者（学生等）への周知も行っていきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	雇用推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
労働相談事業			<p>(1)事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施。</p> <p>(2)実施状況 合計相談件数：4,045件（R4 3,955件）（R3 4,196件）</p> <p>○一般労働相談 月～金曜日 9:00～13:00 14:00～17:00（祝日・年末年始除く） 相談件数：2,626件（R4 2,582件） 主な相談内容（複数回答 上位3項目） ①「パワハラ・人間関係」 ②「賃金」 ③「勤労者福祉」</p> <p>○社会保険労務士による労働相談 月～金曜日 17:00～21:00（祝日・年末年始除く） 土曜日 9:00～13:00 14:00～17:00（祝日・年末年始除く） 相談件数：1,419件（R4 1,373件） 主な相談内容（複数回答 上位3項目） ①「パワハラ・人間関係」 ②「勤労者福祉」 ③「労働契約」</p> <p>○オンラインによる労働相談の受付 相談件数（合計相談件数の内数）：206件（R4 186件）</p> <p>○ブラックバイト相談窓口 相談件数（合計相談件数の内数）：111件（R4 141件）</p> <p>□特別労働相談（弁護士による相談） 毎月第3木曜日（要事前予約 来所相談のみ） 相談件数：48件（R4 48件）</p> <p>□働く人のメンタルヘルス相談（産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談） 毎月第2水曜日（要事前予約 来所相談のみ） 相談件数：24件（R4 24件）</p> <p>【場所等】京都府労働相談所（京都テルサ内）フリーダイヤルも利用可</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ①効果</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	労働政策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(職場環境)			

		<p>通年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計相談件数は例年並みの相談実績となった（前々年度比102.3%）（前々年度比94.3%） ②課題・今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員が労働法令関係や制度の説明、労使双方へのアドバイス等を行い、相談内容により、監督機関である労働基準監督署への申告・相談、府労働委員会や労働局のあっせん、ハローワークでの相談などを紹介。 ・ 専門的な助言を必要とするケースについては、弁護士、社会保険労務士による相談を実施 ・ アルバイトをする学生等若者に相談所を周知するため、平成30年度から「ブラックバイト相談窓口」を設置 ・ 労使紛争の大半が労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題 ・ 解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要 ・ 令和4年4月より中小企業においても「パワーハラスメント防止措置」が義務化になる等労使ともハラスメント防止への意識が高まってきており、相談対応として、引き続き相談者に寄り添いながら内容を聞き取った上で、ハラスメントの定義や、事業主が講ずべき措置の説明、相談窓口等の案内を行う。
--	--	-----------	--

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象として、各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付する。 補助対象団体 ①一般社団法人長田野工業センター ②一般社団法人綾部工業団地振興センター</p> <p>(2)実施状況 【長田野工業センター】 ・講師を招いた研修会や、標語ポスターの募集、DVD回覧等を実施した。 【綾部工業団地振興センター】 ・視察研修や講演会の実施、DVD回覧等を実施した。</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 【両工業団地】 研修を通して企業トップ及び従業員が人権問題について理解を深める機会となった。令和6年度も引き続き、人権啓発に向けた企業の自主的な取り組みを進めていく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	企業内人権問題啓発セミナー	② 担当課（室）	雇用推進課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	企業、職場における公正採用選考の推進及び人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、研修会を実施（労働局主催の「企業内人権啓発推進員研修会と同時開催」）		
④ 対象者	企業	⑤ 参加者数	延べ1,474社、動画視聴延べ600回
⑥ アンケート実施有無	(有) ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	5月22日	ロームシアター京都	①公正な採用選考について ②高校生の就職指導の充実に向けて ③ともに歩むために	①京都労働局職員 ②京都府教育庁職員 ③公正採用選考啓発DVD	①講義 ②講義 ③上映
2	5月23日	宇治市文化センター			
3	5月24日	中丹文化会館			
4	5月25日	京都テルサ			
	6月23日～7月31日	動画視聴	①②のみ		
5	8月23日	市民交流プラザふくちやま	①公正な採用選考について ②今、企業が注目するパワハラ防止対策アンガーマネジメントのすすめ ③なぜ公正採用選考は基本なのか	①京都労働局職員 ②MEBUKULINK代表 久野孝希 ③公正採用選考啓発DVD	①講義 ②講義 ③上映
6	8月25日	京都テルサ			

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>企業担当者に向けて公正な採用選考の啓発を基本に、幅広く人権問題啓発を促すような内容としている。令和5年度はこれまでのアンケート結果より、企業の関心が高いパワーハラスメントをテーマとした。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>令和5年度の会場参加は延べ1,474社で前年度1,494社と比べ若干減少したが、動画を併せて実施することで、述べ600回視聴があり、より多くの企業に対して公正な採用選考の意識啓発に寄与したと思われる。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>対面開催では、直接企業担当者に啓発することができ、参加者の質問にその場で回答することができた。アンケート結果では「研修内容が分かりやすかった」とのコメントが多く、引き続きテーマ選定において、研修効果が高まるよう企業ニーズを反映するとともに、時宜にかなった内容としたい。また、より多くの企業に啓発できるよう、動画配信も継続していきたい。</p>

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	企業・職場人権啓発推進事業	② 担当課（室）	産業労働総務課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員に対し、あらゆる差別への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目標として、ビジネスと人権・就職差別に関して講義形式で実施		
④ 対象者	府内中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員	⑤ 参加者数	190人
⑥ アンケート実施有無	(有) ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和6年1月30日	キャンパスプラザ京都	1 ハラスメント対策 2 就職差別と公正採用選考	1 大阪企業人権協議会 吉川 弘 2 商工労働観光部雇用推進課 参事 田實 広次	講義
2	令和6年1月31日	木津川市商工会館			
3	令和6年2月5日	舞鶴21ビル			

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる行為であり、企業にとっても職場秩序の乱れや業務への支障が生じるほか、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない問題。 また、令和4年4月からは、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが、中小事業主においても義務となったことから「ハラスメント対策」をメインテーマとした。
⑬ 参加状況について	府内の様々な地域における中小企業・小規模事業者、商工業関係団体等から参加があった。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートでは回答者の98.8%が、企業の社会的責任に対する意識について、「非常に深まった」又は「少し深まった」と回答しており、ほぼ全ての参加者の意識醸成に繋がった。

【商工労働観光部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	府営工業団地立地企業人権研修	② 担当課（室）	産業立地課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	府が造成した工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深める。		
④ 対象者	長田野工業団地、アネックス京都三和、綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等	⑤ 参加者数	45人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和6年2月21日	福知山市企業交流プラザ（ホール）	①外国人雇用をはじめとするダイバーシティ経営について ②LGBTQ+について	①中小企業庁制作：企業におけるCSR・人権に関する取組事例ビデオVol.2 ②Tsunagaryオフィス合同会社 最高執行責任者 阪部 すみと	①視聴覚研修 ②講演

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>外国人雇用をはじめとするダイバーシティ経営及びLGBTQ+への理解を深めるため、企業が学ぶべきCSR・人権に関する中小企業庁制作ビデオの視聴覚研修及びLGBTQ+フレンドリーな職場づくりについての講演を実施した。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>府営工業団地立地企業39社が研修に参加した。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>企業や従業員が認識しておくべき内容について理解、認識を深める機会となった。</p>

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	シルバー人材センター人権研修	② 担当課（室）	労働政策室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	シルバー人材センターの職員及び会員に対し、差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る		
④ 対象者	府内シルバー人材センター役職員及び会員	⑤ 参加者数	366人
⑥ アンケート実施有無	有・無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和6年2月14日	ハピネスふくちやま	『このまちが好きだから』 ～被差別の歴史をもつ地域に生まれて～	崇仁発信実行委員会代表 藤尾まさよ	講義
2	令和6年2月21日	京都テルサ			
3	令和6年2月28日	文化パルク城陽			

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	府内各地のシルバー人材センターの役職員及び会員を対象に、人権意識を高めるための研修を講義形式で実施した。
⑬ 参加状況について	京都市域も含めた3箇所で開催した結果、366人が参加し、広く研修の場を提供することができた。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	地域での就労に携わるシルバー人材センター役職員・会員が、地域社会における人権課題について考え、理解を深めるよい機会となった。 今回初めてアンケートを実施したところ、高い評価であったことから、今後もアンケート結果も踏まえ、わかりやすく有効な研修を実施していきたい。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
農村女性育成事業（直営） 京の農林女子カパワーアップ支援事業（委託）		4～3月	(1)事業の目的・概要 農村における男女共同参画の推進や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組を支援する。 (2)実施状況 ・令和5年度までの家族経営協定の締結数 累計 309組 ・京都府農業士会女性部会研究交流会（女性による有機栽培農場の先進事例） [参加者数] 14人 [会場] 近藤けいこナチュラルベジタブル（三重県鈴鹿市） [開催時期] 11月 [内容] 女性が運営する有機栽培農場の先進事例調査と意見交換 ・京の農林女子キャリアアップ集中講座開催（全4回） [参加者数] 延べ 29人 [会場] ガレリアかめおか他 [開催時期] 8月、10月、12月、1月 [内容] 講義（営業手法、人材管理、ブランディング戦略）、視察研修 (3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 取引拡大のための商品開発や人材管理、ブランディング戦略等について学び、農業経営に必要なスキルを身につけた。 今後も継続して女性農業者の農業経営能力の向上や社会参画活動の取組支援を進めることが必要。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	農産課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助			<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。</p> <p>(2)実施状況</p> <p>〔事業種別〕 研修会の開催（現地開催及び動画配信）</p> <p>〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員人権教育・啓発の場企業・職場（対象者数）関係団体役職員</p> <p>〔参加者数〕 約270名（動画視聴者を除く。）</p> <p>〔会場〕 北部会場及び南部会場</p> <p>〔開催時期〕 令和5年10月～12月</p> <p>〔内容〕 講演 「人権課題のいまと明日～水平運動から考える～」 講師 ツラッティ千本 館長 堀家 由妃代 氏 佛教大学教育学部准教授</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <p>アンケートでは、人権に対する理解に係る設問において、「大変深まった」又は「ある程度深まった」と回答が全体の9割を超えており、人権に対する理解や認識が深まったことを確認できたため、一定の効果があったものと思われる。</p> <p>今後も研修会等を通じて様々な人権問題に対する理解を深めていくことが必要と考えるため、時宜を得たテーマ選定と実施方法、開催時期等について検討して実施していきたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	農政課、水産課、林業振興課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	② 担当課（室）	農政課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	府内の農林漁業関係団体職員等の同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図ることを目的とする。		
④ 対象者	府内農林漁業関係団体職員及び京都府農林水産部関係職員	⑤ 参加者数	266人(会場参加)＋動画配信
⑥ アンケート実施有無	有・無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年10月30日	綾部市ものづくり交流館	「人権課題のいまと明日～水平運動から考える～」	ツラッティ千本 館長 佛教大学教育学部准教授 堀家 由妃代 氏	講義、動画視聴
2	令和5年11月7日	キャンパスプラザ京都			
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	本研修会は府内農林漁業関係の11団体と共催で実施しており、毎年様々な人権問題をテーマに開催している。今年度は新型コロナ対策のための人数制限を解除して集合型研修を実施 例年、参加者が多数になることから講義形式によらざるを得ないが、講師選定に当たっては、様々な分野から、できる限り現場で身近な問題として精通されている方を選定するなどの工夫を行っている。
⑬ 参加状況について	現地開催は266名出席。後日、研修動画を配信し、より多くの対象者が視聴できるよう配慮した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	アンケートでは、人権に対する理解に係る設問において、「大変深まった」又は「ある程度深まった」と回答が全体の9割を超えており、人権に対する理解や認識が深まったことを確認できたため、一定の効果があったものと思われる。 今後も時宜を得たテーマ選定と実施方法、開催時期等について検討して実施していきたい。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
宅地建物取引業者人権啓発		通年	<p>(1)事業の目的・概要 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対し、業界団体の研修会や取引士証更新時の法定講習会等の機会を捉えて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を実施した。</p> <p>(2)実施状況 ◇宅地建物取引士に対する法定講習<R5.4.7~R6.3.27 全34回 計2,265名受講> 不動産関係法令等の法定科目に加え、「人権問題」に関する講義時間を設け、宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上を図った。 ◇宅建業団体人権啓発研修<R6.2.13 受講者数：52名> 府と業界団体との共催で、業界団体において指導的立場にある役員を対象に、人権研修を実施。建築指導課長 坂本智生を講師に、「第3回人権問題についてのアンケート調査」の結果を題材に研修を実施するとともに、建築指導課職員から宅建業における人権問題に関する指針や宅建業法第47条等についてのレクチャーを行った。</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） 実際の宅地建物取引の場や職場環境において人権問題に直面したときに、どう対処すべきかをともに考える機会となり、人権意識の向上が図られた。 研修時のアンケートでも「認識がないことも差別になると改めて感じた」といった意見があるなど、こうした研修会が人権問題に対する正しい理解と認識を深める機会になっていることが窺える。 令和6年度についても、宅地建物取引業者を対象に実施した「第3回人権問題アンケート」の結果を活用しながら、事業者自らが「自分のこと」として考えることができるような研修を行っていくこととしたい。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	建築指導課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【建設交通部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	建設業者人権啓発研修	② 担当課（室）	指導検査課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	建設業者を対象に、人権に対する理解を深め、人権問題の解決に資することを目的とする。		
④ 対象者	府内の建設企業約1万社	⑤ 参加者数	148人（S61～延べ5988人）
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	R6. 1. 19	京都府立中丹勤労者福祉会館	「建設業の働き方改革 労働時間の短縮に向けて」	（公財）世界人権問題研究センター 研究員（社会保険労務士） 植田 健一 氏	講義
2	R6. 1. 17	キャンパスプラザ京都	「建設業の働き方改革 労働時間の短縮に向けて」	（公財）世界人権問題研究センター 研究員（社会保険労務士） 植田 健一 氏	講義

※研修実施回数に応じて

評価

⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	「建設業の働き方改革 労働時間の短縮に向けて」
⑬ 参加状況について	北部会場 69名、南部会場 79名
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度から再開した本研修であるが、参加人数については、北部・南部合わせて148名と昨年度の135名とほぼ同レベルの参加人数となった。今後の参加人数増加を目指すにあたっては工夫が必要となる。</p> <p>また、今年度は、本研修の全体的な電子化を図る目的として、紙のアンケートと併用して電子のアンケートを実施した。しかしながら、電子のアンケート使用率は22%と半数にも満たない結果あったため、次年度以降の課題となり、より工夫が必要となる。</p>

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要												
子どもの未来を守る事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進</p> <p>(2)実施状況（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都式「学力向上教育サポーター」事業</td> <td>・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士」等を派遣</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施（国語・算数等）</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>幼児教育の質向上・課題解決事業</td> <td>幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置等を実施</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾</td> <td>様々な課題を抱える中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	京都式「学力向上教育サポーター」事業	・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士」等を派遣	小学生個別補充学習実施事業	学習のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施（国語・算数等）	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施	幼児教育の質向上・課題解決事業	幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置等を実施	地域未来塾	様々な課題を抱える中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援
事 項	内 容														
京都式「学力向上教育サポーター」事業	・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士」等を派遣														
小学生個別補充学習実施事業	学習のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施（国語・算数等）														
府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施														
幼児教育の質向上・課題解決事業	幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置等を実施														
地域未来塾	様々な課題を抱える中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援														
新規・継続等	継続														
担当課(室)	学校教育課、高校教育課、社会教育課														
人権教育・啓発の対象・手法等															
人権教育・啓発の場	学校														
	地域社会														
	家庭														
特定職業従事者															
推進方策															
解決に資する人権問題等															
子ども															

(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組）

- ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、その核として配置する「まなび・生活アドバイザー」の配置数を増やし、拠点となる学校から未配置校に「まなび・生活アドバイザー」を派遣する「巡回派遣方式」のシステムを充実させた。必要に応じて福祉と連携し、困難な状況の改善が図られている。
- ・小学生個別補充学習では、時間数を増やすとともに、対象学年を弾力的に運用可能とすることで、より学校の課題に即した柔軟な学習支援ができた。
- ・幼児教育センターから、幼稚園、保育所等の幼児教育施設に対し幼児教育アドバイザーが依頼に基づいて訪問し、助言や研修の講師をすることで、幼児教育の質を向上させることができた。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要																																						
<p>いじめ防止・不登校支援等総合推進事業</p> <table border="1" data-bbox="120 339 768 807"> <tr> <td>新規・継続等</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>担当課(室)</td> <td>学校教育課、高校教育課、社会教育課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人権教育・啓発の対象・手法等</td> </tr> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td>教職員・社会教育関係職員</td> </tr> <tr> <td>推進方策</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">解決に資する人権問題等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子ども</td> </tr> </table>	新規・継続等	継続	担当課(室)	学校教育課、高校教育課、社会教育課	人権教育・啓発の対象・手法等		人権教育・啓発の場	学校	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員	推進方策		解決に資する人権問題等		子ども		<p>通 年</p>	<p>(1)事業の目的・概要 学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制を充実</p> <p>(2)実施状況（主なもの）</p> <table border="1" data-bbox="1003 422 2114 1248"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>不登校・いじめ等未然防止・早期解消支援チームの派遣</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した相談体制の構築</td> <td>公立・私立の中学生・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>生徒指導緊急指導教員の配置</td> <td>いじめ、虐待、暴力行為等の課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○不登校対策の充実</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援システムの構築</td> <td>校内に教室以外の居場所を設け、個に応じた学習支援・相談と小・中を通した切れ目のない支援を実施</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援拠点整備事業</td> <td>市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等の解消に向け、スクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置し、全ての学校においてカウンセリング等の機能充実を図っている。 ・引き続き、相談窓口の機能強化を進めるとともに、不登校等の未然防止や全ての児童生徒へ支援を結びつける手法の検討を行う。 	事 項	内 容	○未然防止から早期解消に向けて		不登校・いじめ等未然防止・早期解消支援チームの派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	○早期発見・相談体制		スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション	SNSを活用した相談体制の構築	公立・私立の中学生・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施	○早期解決に向けた対応		生徒指導緊急指導教員の配置	いじめ、虐待、暴力行為等の課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化	○不登校対策の充実		不登校児童生徒支援システムの構築	校内に教室以外の居場所を設け、個に応じた学習支援・相談と小・中を通した切れ目のない支援を実施	不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充
新規・継続等	継続																																							
担当課(室)	学校教育課、高校教育課、社会教育課																																							
人権教育・啓発の対象・手法等																																								
人権教育・啓発の場	学校																																							
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員																																							
推進方策																																								
解決に資する人権問題等																																								
子ども																																								
事 項	内 容																																							
○未然防止から早期解消に向けて																																								
不登校・いじめ等未然防止・早期解消支援チームの派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施																																							
○早期発見・相談体制																																								
スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション																																							
SNSを活用した相談体制の構築	公立・私立の中学生・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施																																							
○早期解決に向けた対応																																								
生徒指導緊急指導教員の配置	いじめ、虐待、暴力行為等の課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化																																							
○不登校対策の充実																																								
不登校児童生徒支援システムの構築	校内に教室以外の居場所を設け、個に応じた学習支援・相談と小・中を通した切れ目のない支援を実施																																							
不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充																																							

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成 (人権学習モデルカリキュラム集)		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 これまで府教育委員会が作成してきた各種人権学習資料等をさらに有効に活用し、系統的・計画的に人権学習が進められるよう「人権学習モデルカリキュラム集」を作成</p> <p>(2)実施状況 各種人権学習資料等を活用しながら、特別活動における人権学習と、教科や特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間の指導内容とを関連付け、人権教育を通じて育てたい資質・能力を教育活動全体で育成するためのモデルカリキュラムを掲載</p> <p>〔数量〕 3,500部</p> <p>〔配付先〕 京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町（組合）教育委員会等</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・資料の作成にあたり、各校種の教員の意見を聞き、反映させることで、より学校の実態に即した内容となった。 ・人権教育を体系的なものとして捉えやすいよう、各学年ごとのモデルカリキュラムの他に人権教育や人権学習の全体計画を例示した。 ・全校種における人権学習のモデルカリキュラムを1冊にまとめることで、人権教育の系統性について理解しやすく、校種間連携の際にも活用が期待できる。 ・今後は、各学校において本冊子が効果的に活用されるよう、指導助言を行っていく。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成 (人権教育進路保障資料)		通 年	(1)事業の目的・概要 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布 (2)実施状況 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧 [数量] 22,300部 [配付先] 京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等 (3)評価(成果・効果、課題・今後の取組) ・経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、各学校をはじめ、各種相談機関(隣保館等を含む)へ配布するなど、援護制度の周知徹底を図った。 ・小・中・高等学校等の入学前や在学時、また卒業を見込んだ、各段階における援護制度を掲載した。 ・就・修学及び進学・就職のための援護制度だけでなく、保護者等への支援についても併せて紹介できるように、参考資料として掲載した。 ・多くの府民が活用できるように、京都府教育委員会のホームページに掲載するとともに、平成19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国語版(英語、中国語、韓国・朝鮮語)も作成し、掲載している。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
消費者被害の未然防止		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、消費者被害の拡大が予想されることから、「新学習指導要領」及び「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づき、学校教育の中で全ての高校生に消費者教育を実施</p> <p>(2)実施状況 ・「新学習指導要領」に基づき、公民科や家庭科における消費者教育を充実 外部講師（消費生活安全センター、銀行・消費者金融・京都弁護士会等の専門家等）を活用した授業を実施 ・消費生活安全センターと連携し、教員対象に消費生活相談員による講座を実施</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・府内の全公立高等学校において、公民科及び家庭科等が連携を図りながら適切な消費者教育を実施している。特に家庭科では、社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、指導内容の充実に取り組んだ。 ・「新学習指導要領」に明記されているとおり、契約の重要性、消費者保護の仕組みに関する指導内容を充実させ、ICTを有効に活用する等の工夫をしながら、生徒一人ひとりが自分事として考え、主体的・対話的で深い学びにつながるよう取り組んだ。 ・今後も、教員の指導力の向上を図るとともに、文化生活部消費生活安全センターをはじめとする関係機関と連携し、消費者教育を一層推進していく必要がある。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高校教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育研究推進事業 (人権教育研究指定校事業)		通 年	(1)事業の目的・概要 人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及 (2)実施状況 <文部科学省指定> [指定校] 京都府立南丹高等学校(令和5年度指定) [研究主題] 人権教育を教育活動全体に位置づけるためのカリキュラム・マネジメント [特徴的な研究実践] 学校での教育活動の中で「知識的側面」、「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の力をバランス良く育成するため、各教科において、どのような活動で「人権教育を通じて育てたい資質・能力」が育成されているか評価を行い、人権教育の指導方法等の改善につなげていく。 ((3)評価(成果・効果、課題・今後の取組) ・教科学習の中でも「知識的側面」、「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の3つの側面に含まれる力が育成されていることを明らかにできた。 ・「参加・体験型」「協働的」な活動を伴う教育活動により「価値的・態度的側面」「技能的側面」の力が身に付きやすい傾向が見られた。 ・本研究の成果を踏まえ、全ての授業が人権教育につながっているという意識を持って教育活動を進められるよう、教員研修を行うとともに、成果の普及を図る。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育研究推進事業 (人権教育総合推進地域事業)		通 年	(1)事業の目的・概要 学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及 (2)実施状況 <文部科学省指定> [指定地域] 八幡市(令和3～5年度指定) [研究主題] 多様性を認め合い、共に高め合う子どもを育てる学校・家庭・地域づくりを目指して [特徴的な研究実践] 外国人児童生徒に対して、一人一人の指導目標や指導内容を明確にした指導計画を作成し、日本語指導等、個に応じた指導を積極的に進め、学力の充実・向上を図る。 外国人児童生徒が安心して学び、生活できるようにするため、「異文化理解」「多文化共生」「人権尊重」などの教育が必要不可欠であり、児童生徒が違いを認め、互いを尊重しながら学び合う学級、学校を目指して、外国人の人権問題に関する人権学習計画を作成し、その実践を図る。 (3)評価(成果・効果、課題・今後の取組) ・外国人児童生徒について「個別の指導計画」及び「進路追跡票」を作成し、個に応じた指導や校種間連携の際に活用することで、系統的な指導の継続がされるシステムを市内の小中学校で共有した。 ・外国人児童生徒の人権に関わる学習や取組を通して、児童生徒の多様性に対する開かれた心と肯定的価値観の育成や誰もが安心して過ごせる学校づくりを進めることができた。 ・今後も外国人の人権や日本語指導についての視察を積極的に受け入れ、また公開授業等を通して、研究成果の普及を図る。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進</p> <p>(2)実施状況 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚資料を整備し、人権研修を始め、様々な機会に、ニーズに応じて無償で貸し出しを行う。</p> <p>〔視聴覚資料の整備〕 ビデオ（DVD）の購入と活用 ・保有数 506本（5年度購入 4本） ・貸出数 36本</p> <p>〔視聴者数〕 ビデオ（DVD）の購入と活用 延べ 977人（4年度 延べ631人）</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・新しく購入する視聴覚資料について、他課の協力を得ることで幅広い視点での意見を聞き、購入することができた。 ・人権教育指導者研修会等あらゆる機会を利用して、新規購入したDVDをはじめ社会教育課所蔵の視聴覚資料を積極的に紹介し、利用の促進を図る。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>(1)事業の目的・概要 障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(2)実施状況 実施場所：るり溪少年自然の家及びその周辺 期間：令和5年8月9日～8月14日 5泊6日 参加者：府内の小学校・義務教育学校4年生以上及び中学生並びに特別支援学校小学部4年生以上及び中学部の児童生徒 25名 活動内容：野外炊飯、野外活動、キャンプファイヤー、活動体験発表 指導者：京都教育大学名誉教授 坂東 忠司 立命館大学客員研究員 菊地 俊介 運営スタッフ等：社会人・大学生ボランティア、大学単位履修生、医療スタッフ、職員他 その他： <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ研修会 7/1～2（1泊2日） ・保護者説明会 8/9（本キャンプ初日に実施） </p> <p>※コロナウイルス感染拡大防止に関わり令和2・3年度については全ての事業が中止。令和4年度は、スタッフ研修会、親子説明会までを実施したが、本キャンプは、コロナ感染拡大により中止</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・他者との関わりを通して、自然とノーマライゼーションの根幹に触れることができる事業であった。 ・130名を超える申込があった。今後も内容を工夫し、「参加したい」と思わせる事業を計画していく。 ・学生ボランティアの確保が困難である。大学と連携し、継続してスタッフの確保に努める。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			
障害のある方			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
トータルアドバイスセンター設置事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 不登校やいじめ、友人関係、学習等学校教育に関すること、子どもの理解や保護者の関わり方などの家庭教育に関することについて、悩みや不安のある幼児、児童生徒や保護者、教員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>(2)実施状況 ・教育相談 〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談 : 毎日 24時間対応 メール相談 : 毎日 24時間受付 来所教育相談 : 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 : 月1回程度（各教育局等） 〔令和5年度 相談件数（延べ）〕 電話教育相談 4, 314件 メール教育相談 34件 来所教育相談 1, 578件 巡回教育相談 144件</p> <p>(3)評価（成果・効果、課題・今後の取組） ・児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。 ・24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談についても常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図ることができた。 ・今後も、担当職員の人権に関する感性を高め、相談者の人権を大切に業務を行う能力の向上に努めるとともに、個人情報確保に配慮しながら、各専門機関、学校・教員との連携・協働を進める。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課、社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
	家庭		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			

別記3

【教育庁】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	教職員研修事業（京都府総合教育センターの研修）	② 担当課（室）	京都府総合教育センター
③ 研修設定の意図及び具体的目標	人権教育を推進するための認識の深化と指導力の向上を図る。		
④ 対象者	府立学校・市町（組合）立学校・幼稚園（京都市を除く）の教職員、講師	⑤ 参加者数	延べ1,638人
⑥ アンケート実施有無	○有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	4月13日・20日	京都府総合教育センター	初任者・新規採用者研修 「人権教育の基本的な視点」	京都府総合教育センター所員	講義・ワークショップ
2	5月17日～6月7日	各所属校（園）においてオンデマンド受講	新任副校長・新任教頭・新任事務長講座 「人権に配慮した学校経営について」	人権教育室総括指導主事兼推進係長	講義・ワークショップ
3	6月2日	各所属校（園）においてオンライン受講	情報モラル教育講座 ①児童生徒を取り巻く情報社会の現状と一人一台時代の情報モラル教育 ②一人一台時代の新たな情報モラル教育の進め方と指導の実際 ③主体的・対話的で深い学びに向かう新たな情報モラル教育	一般社団法人メディア教育研究室代表理事 日本デジタル・シティズンシップ教育研究会副代表理事 国際大学GLOCOM客員研究員 今度珠美 京都府総合教育センター所員	講義・ワークショップ
4	6月16日～7月3日	各所属校（園）においてオンデマンド受講	中堅教諭等資質向上研修 「人権教育を推進するために」 Web	人権教育室総括指導主事兼推進係長	講義

5	7月3日	京都府総合教育センター及び各所属校（園）においてオンデマンド受講	子どもの貧困と学習支援講座 ①「京都府の子どもの貧困対策の現状と課題」 ②「子どもの貧困と支援の在り方について」 ③「まなび・生活アドバイザーの職務について」 ④「自校の現状と今後の支援の在り方について」	①人権教育室総括指導主事兼推進係長 ②立命館大学特任教授 野田正人 ③京都府まなび・生活アドバイザースーパーバイザー 西村木綿子 京都府総合教育センター所員	講義・ワークショップ その他「実践発表」
6	7月27日	京都府総合教育センター	スクールソーシャルワーク講座 ①「ソーシャルワークとは」 ②「スクールソーシャルワーカーとの連携・協働」	京都府まなび・生活アドバイザースーパーバイザー 社会福祉士 長澤哲也	講義
7	8月7日	各所属校（園）においてオンライン受講	初任者・新規採用者研修共通「人権教育・特別支援教育」講座 「京都府の人権教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」	京都府総合教育センター所員	講義
8	8月9日	京都府総合教育センター	人権教育講座Ⅰ～同和問題を考える～ ①「人権教育を推進するために」 ②「人権学習資料の活用について」 ③「部落問題学習はなぜ必要か」	①人権教育室総括指導主事兼推進係長 ②大阪多様性教育ネットワーク共同代表 土田 光子	講義・ワークショップ その他「実践発表」
9	11月21日	各所属校（園）においてオンライン受講	人権教育講座Ⅱ～外国にルーツをもつ子どもへの支援～ ①「外国にルーツをもつ子どもに係る人権課題」 ②「外国にルーツをもつ子どもへの支援について考える」	京都教育大学教授 浜田麻里	講義・ワークショップ

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>教職員の経験年数やライフステージに応じた講義内容と、研究協議や演習（ワークショップ形式）を組み合わせ、自校の実態や自分自身の人権意識の現状と結びつけることを意識した。身近な事象と関連付けることで、人権教育に関する理解の深まりと指導力の向上を図ることをねらいとしている。また、内容も「同和問題」への理解を深め、同和問題の解決に向けた授業づくりについて学ぶ研修の他、「子どもの貧困」「外国にルーツをもつ子どもの支援」といった講座も企画した。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>初任者・新規採用者研修及び中堅教諭等資質向上研修は悉皆研修となっている。一般講座である人権教育講座Ⅰ・Ⅱでは、個別の人権問題に関する重点的取組事項の中から、「同和問題」「外国人の人権問題」に視点を当てた講座を実施したが、それぞれ定員の91%と80%という受講者数となり、高い参加率であった。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>初任者・新規採用者研修については、受講者が自身の人権感覚を高めていくことの必要性や人権教育の重要性について改めて感じている様子が、受講報告から読み取れた。 「人権教育講座Ⅰ」では、府内中学校の実践発表を聞くことで、多様な視点から課題や具体的な指導・支援について考えることができた。令和5年度の「人権教育講座Ⅰ・Ⅱ」については、昨年度に引き続き「同和問題」「外国にルーツをもつ子どもへの支援」をテーマに、それぞれ集合とオンラインの形態で実施した。研修のテーマや方法、形態等については時代の変化も見極めながら、今後も十分に検討していきたい。あわせて、研修が知識伝達型の一方的なものにならないように、対話やコミュニケーションの場面を取り入れる等、受講者が自分事として考えられるような内容や手法を工夫していく。また、各校の校内研修が活性化し人権教育が一層推進されるように、人権教育担当指導主事会議やセンターだより等を活用し積極的な受講を啓発していきたい。</p>

【教育庁】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	学校における人権研修	② 担当課（室）	学校教育課（各学校）
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	人権尊重の精神を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するため、教職員の人権意識の高揚と認識の深化、指導力の向上を図ることを目的とする。		
④ 対象者	全教職員	⑤ 参加者数	約12,500人（R5.5.1教職員数）
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況		⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
回数	1	通年	各学校、内容に応じて 福祉施設等関係機関の 施設など	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進に関する研修 ・人権学習の教材及び指導方法 に関わる研修（研究授業等） ・様々な人権問題の解決に向け て認識を深めるための研修 	管理職・各校人権教育担当教 員、人権教育指導者養成研修受 講教員、指導主事、学識経験 者、関係機関担当者、スクール カウンセラー等	講義、グループ討議、 現地研修、福祉体験、 研究授業等

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>各学校において、地域や学校の実態を十分考慮し、学校ごとに作成する人権教育推進計画に基づいた研修計画を策定している。就・修学の保障等教育の機会均等に関わる内容や、普遍的な視点・個別的な視点に基づく人権学習の教材及び指導方法に関わる内容、同和問題（部落差別）など様々な人権問題に関わる内容、個人情報取扱などサービスに関わる内容等を実施している。また、令和4年度に作成した動画を活用した研修も実施した。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>概ね対象者全員の参加を得ることができた。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容が日々の教育実践で活かせるよう、継続的な取組が必要である。 ・大量退職、大量採用が進む中、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法を教育実践の中で継承し、積極的に活用していく必要がある。 ・人権学習教材の活用や指導方法の工夫についての研修を一層深化するほか、令和元年度実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえ、引き続き研修内容や方法を改善していく必要がある。

【教育庁】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	人権教育指導者研修会	② 担当課（室）	社会教育課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	すべての人々の人権が真に尊重される共生社会の実現を目指し、人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上を図る。		
④ 対象者	社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者）	⑤ 参加者数	延べ 223名
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年8月2日 (水)	市民交流プラザ福知山	「気付きから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」 ①講演 「誰もが「自分」を生きていく力を～人権が尊重される多様性社会を目指して～」 ②実践交流 ③人権啓発DVD紹介（令和4年度購入分）	公益財団法人 とよなか国際交流協会 職員 三木 幸美 様	講義 実践交流 その他（DVD紹介）
2	令和5年11月20日 (月)	京都府庁3号館	「気付きから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」 ①講演・演習 「メディアから生まれる「共感」がつくる私たちの世界」 ②人権啓発DVD紹介（令和5年度購入分）	愛知学院大学 総合政策学部 講師 高松 礼奈 様	講義・演習 その他（DVD紹介）

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>差別の構造や新しい人権問題について知り、新たな気づきを十分に得る研修を行うことができた。今後、気づきを行動に移す切っ掛けとなる研修にするため、参加者同士の対話を充実させる手法について検討していく。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>会場参集とオンライン参加を併用したことで、Ⅰ、Ⅱの延べ参加人数は昨年度を超えた。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>真の共生社会の実現のため、研修を通して参加が人権教育の基本理論の再確認をしつつ、新しい人権問題、研修手法を学ぶことができるようにする。 また、全市町村からの参加が叶うよう広報を工夫する。</p>

【教育庁】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	人権教育行政担当者等協議会	② 担当課（室）	社会教育課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各教育局が、人権教育指導者研修会等の成果を踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議等を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施		
④ 対象者	各市町村社会教育・人権教育行政担当者、社会教育委員、学校教育関係者、同和教育・人権教育推進協議会指導者等	⑤ 参加者数	延べ 307名
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	令和5年6月14日 (水)	京都府宮津総合庁舎	1 研究協議 (1) 今年度の活動方針及び実施計画の確認 (2) 公民館における人権学習プログラムの活用について (3) 丹後地域における人権教育の推進の方向性 2 管内各市町の取組状況の情報交換事項		研究協議 情報交換

2	令和5年7月14日 (金)	京都府園部総合庁舎	<p>1 開会あいさつ 自己紹介</p> <p>2 協議・交流 (1) 令和5年度活動計画 (案)について (2) 今年度各市町における人権教育・啓発に係る取組について (3) 質疑応答・交流</p> <p>3 開会あいさつ</p>		協議・交流
3	令和5年7月18日 (火)	田辺総合庁舎 大会議室	<p>1 講演 (1) 演題「部落問題の現状と人権教育の課題－ 部落問題をどう語り、伝えるのか－」</p> <p>2 研究協議・情報交換 (1) 市町(広域連合)における人権学習・啓発に係る現状と取組について (2) ビデオ・DVD等の視聴覚教材や人権学習資料について (3) 本年度の研究協議会について</p>	講師 関西大学 名誉教授 石元 清英 様	講義 研究協議・情報交換
4	令和5年7月28日(金)	乙訓総合庁舎	<p>1 交流・協議 (1) 令和5年度本協議会の活動内容について (2) 令和5年度京都府人権教育実施方針について (3) 令和5年度各市町教育委員会等の取組状況の交流</p> <p>2 講演 演題 「部落問題と向き合う私たち」</p>	講師 石井 眞澄 様 千晶 様	交流・協議 講義

5	令和5年8月1日 (火)	京都府綾部総合庁舎	<p>1 講演 「地域とのつながりと記憶の継承～舞鶴引揚記念館の取組～」</p> <p>2 研究協議 (1) 本年度の活動計画について (本年度のテーマ、2回目以降の研究協議会の内容)</p> <p>3 各市における取組状況の情報交換 (1) 現状と課題について(コロナ対応を含め) (2) 本年度の予定(特徴的な取組等)について</p>	<p>講師：舞鶴引揚記念館副館長 山下 美晴 様 学生語り部：西舞鶴高等学校3年 谷口 逢友 様 西舞鶴高等学校2年 吉田 透子 様</p>	<p>講義 交流協議</p>
6	令和5年9月22日 (金)	柳原銀行記念資料館 ウトロ平和祈念館	<p>人権フィールドワーク</p> <p>1 柳原銀行記念資料館 (1) 館内見学(説明あり) (2) 講話「崇仁地区の歴史」</p> <p>2 ウトロ平和祈念館 (1) 講話「ウトロ地区の歴史といま」 (2) 館内見学 ※ガイドあり (3) フィールドワーク(町散策) ※ガイドあり</p>	<p>丸山 修 様 ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥 様</p>	<p>施設見学 講話 フィールドワーク</p>
7	令和5年10月4日(水)	京都御苑周辺コース	<p>1 フィールドワーク 「人権フィールドワーク 京都御苑周辺コース」</p>	<p>講師 穀雨企画室代表 渡辺 毅 様</p>	<p>フィールドワーク</p>

8	令和5年10月6日 (金)	柳原銀行記念資料館及び下京いきいき市民活動センター	<p>1 柳原銀行記念資料館について(90分程度) (1) 柳原銀行記念資料館の概要説明 (2) 柳原銀行記念資料館展示室見学</p> <p>2 講演 「崇仁地域の歴史、課題、今後などについて」</p> <p>3 研究協議</p>	崇仁まちづくり推進委員会 事務局次長 丸山 修 様	施設見学 講義 研究協議
9	令和5年10月12日 (木)	与謝野町立生涯学習センター 知遊館	<p>1 講演・演習 テーマ「身近な“あたりまえ”から、あらためて考える人権「個人の心がけ」から「社会の構造」へ」</p>	講師 Facilitator's LABO 【えふらぼ】 代表 栗本 敦子 様	講演 演習

10	令和5年10月30日 (月)	ウトロ平和祈念館及び 周辺地域フィールド ワーク	ウトロ平和祈念館 講話及び館内ガイド、館外 フィールドワーク	ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥 様	館内見学 フィールドワーク 講話
11	令和5年12月14日 (木)	京都府綾部総合庁舎	1 講演 「全国水平社創立100年－水平 社の想い－」 2 研究協議 (1) 講演から学んだこと (2) 各市における取組状 況の情報交換 (3) 来年度に向けて	水平社博物館 学芸員 佐々木 健太郎 様	講演 研究協議
12	令和6年1月25日 (木)	京都府宮津総合庁舎	1 本年度の協議会のまとめ (成果と課題、次年度に向け て) 2 協議 (1) 研修会から学ぶこと (2) 丹後地域における人権教 育の推進に向けて 3 交流 「各市町における人権教育に係 る現状と課題について」		協議 交流
13	令和6年2月6日 (火)	田辺総合庁舎 講堂	1 講演 「子どもの人権・貧困にかか わって」 2 各市町（広域連合）の取組 状況の交流を行う。 (1) 講演の感想の交流 (2) 年間のまとめ、成果と課 題の交流 (3) 事業の交流（講演・講師 等）	醍醐こどものひろば 前理事長 村井 琢哉 様	講義 交流

14	令和6年2月6日 (火)	クアスポくちたん (口丹波勤労者福祉会館)	人権教育講演会 講演 「誰もが自分らしく生きられる社会へ」	講師 暁project 代表 大久保 暁 様	講義 交流
15	令和6年2月15日 (木)	乙訓総合庁舎	1 研究協議 (1) 令和5年度の各市町等 (各市町教育委員会、長岡京市立北開田会館、長岡京市立北開田児童館、(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)の人権教育の取組を交流 (2) 質疑応答 2 人権教育研修会 講演 演題 「やさしい日本語の基礎」	講師 「やさしい日本語」有志の会 杉本 篤子	講義 その他(交流協議)
16	令和6年3月11日 (月)	京都府園部総合庁舎	1 開会挨拶 2 報告・協議 (1) 令和5年度活動の総括と来年度に向けて 3 交流及び情報交換		交流 情報交換

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町における人権教育に係る現状や課題の交流、講義、フィールドワーク等、各地域の実態やニーズに応じた取組を進めることができた。 ・各教育局ごとに、同和問題を柱にしながら時代に応じた様々な人権問題に対する学習が進められている。 ・各市町村の交流・協議は、「人権を大切にしたい取組を進めていこう」という思いの共有に繋がっている。
<p>⑬ 参加状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限の必要がなくなったことにより、参加者層が広がり研修が充実した。 ・担当者の世代交代が進んでいるため、若い世代の参加を増やす工夫が必要である。
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、各地域の課題をより明確にするための交流協議を行い、各地域の現状に応じた研修が進められるようにする。 ・研修での学びを、個人の行動や各市町村での人権に関する取組に活かすことができるよう、関係機関との連携を大切にする。

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 臨床心理士による少年相談活動及び少年心理分析、並びにスクールサポーターによる関係機関、団体等と連携した非行防止教室、立ち直り支援等を実施して、児童虐待、性的搾取、いじめ等から子どもの人権を守る取組みを推進する。</p> <p>(2) 実施状況 ア 臨床心理士による少年相談活動及び少年心理分析の実施（令和5年中） 少年相談：電話236件（うち、ヤングテレホン229件）、面接164件 うち臨床心理士によるもの358件 イ スクールサポーターによる関係機関、団体と連携した非行防止教室や立ち直り支援の実施（令和5年度中） ・ 非行防止教室の実施状況 小・中学校551校、2,820回 実施率98%（公立小・中学校は100%、休校中の学校を除く。） ・ 立ち直り支援の実施状況（令和5年中） 支援対象少年に対しスクールサポーターが体験活動（農業体験、登山、座禅等）を実施（実施回数12回） ウ 児童ポルノ事犯を始めとする悪質な福祉犯の効果的な取締りの実施（令和5年中） 福祉犯検挙件数172件、検挙人数128人、被害児童110人</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） 継続事業であり、変更点はなし。 ・ 24時間対応の電話相談（ヤングテレホン）の効果的な運用 ・ 公徳心が醸成される小学校3～4年生に対する非行防止教室等を拡充 ・ 悪質な福祉犯の取締りを通じた被害児童の発見保護 ・ 関係機関との連携による被害少年の早期発見・保護及び規範意識の向上</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
子ども			

令和5年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要
サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 ネット安心アドバイザーを講師とした講義型講座及びタブレット端末を使用した体験型講座を実施して、府民のネットトラブル対応能力向上を図る。</p> <p>(2) 実施状況 令和5年度から、小中学校で配備されているGIGAスクール端末を利用したWeb型体験講座を実施 [実施総数] 287回（体験型講座227回（うちWeb型88回）、講義型講座60回） [参加者数] 17,562人 [実施場所] 府内小学校・中学校・高校・専門学校・大学、地域会合等 [内 容] ネット安心アドバイザーによるネットリテラシー向上やサイバー犯罪被害等の防止を目的とした講演活動の実施</p> <p>(3) 評価（成果・効果、課題・今後の取組） ア 効果 体験型講座については、これまで当府警察で所有しているタブレット端末50台を活用して行っていたため、一度に受講出来る人数に制限があったものの、令和5年度からはWeb化したことで、複数場所・多人数での受講が可能となった。 また、アンケート等で受講者や主催者からも高評価を得ており、講演活動によるサイバー犯罪被害等防止に対する効果が認められた。</p> イ 今後の取組 インターネット利用の低年齢化や高齢者等のネット利用に伴う詐欺被害増加に伴い、疑似体験できるコンテンツを追加するとともに、更なる実施機会の拡大に努める。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	サイバー企画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(インターネット)			

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	職務倫理教養	② 担当課（室）	教養課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	全ての職員を対象に、各所属において人権に関する研修会、講演、グループ討議等を実施し、人権に配慮した警察活動の推進を図る。		
④ 対象者	全警察職員	⑤ 参加者数	—
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	通年	警察本部、警察署、 eラーニング	人権に配慮した警察活動	警察職員、部外講師	講義、講演、 グループ討議、 体験学習、 資料配付等
2					
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部において警察庁通達に基づき定期教養研修会を開催し、職務倫理を科目の一つとした。 各所属において手引・マニュアル等を活用した教養、グループ討議等が実施されるよう指導した。
⑬ 参加状況について	<ul style="list-style-type: none"> 定期教養：階級別、合計8回、約40人／回 所属数：合計72（警察本部47、警察署25）
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<ul style="list-style-type: none"> 各教養における出席者の意見や資料については、概ね好評であることから効果が期待できる。 引き続き、人権侵害を発生させないよう社会課題、法改正等に応じた人権教育を推進する。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	採用時における人権教育	② 担当課（室）	警察学校
③ 研修設定の意図及び具体的目標	新規採用された職員を対象に、様々な人権問題に関する講義、高齢者疑似体験、社会福祉施設の見学等を実施し、社会人として必要な人権に対する見識の浸透を図る。		
④ 対象者	新規採用の警察職員	⑤ 参加者数	延べ約300人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	通年	警察学校	人権一般	教育主事	講義
2	年4回	警察学校	各種ハラスメントの防止	警務部人事調査官	講義
3	年4回	警察学校	高齢者疑似体験	(株)大井製作所代表取締役	ワークショップ
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	教育主事により、社会人として必要な人権問題等について、講義方式で幅広く教養を行い、警察職員として職務遂行に必要な基礎知識の習得や人権問題等の理解を深めた。 ハラスメント教養については、卒業を間近に控え、ハラスメント防止に対する意識を高めた。 高齢者疑似体験では、身体の不自由さの体験を通じ、更なる理解を深めた。
⑬ 参加状況について	初任科生、初任補修科生、一般職員初任科生が受講した。 例年実施していた福祉施設の見学については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和5年度も中止とした。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	いずれも、採用時教養中の身分にある警察職員の第一線現場での活動を見据えた教養の実施により、知識と理解を深めることができ、現場での業務に繋げることができた。 見学の再開時期・方法については、今後検討する。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	聞こえのサポーター養成講習会	② 担当課（室）	教養課
③ 研修設定の意図及び具体的目標	幹部職員等を対象に、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会職員を講師とした聴覚障害概論、手話実技、難聴体験等に関する講習を実施し、手話及び聞こえに障害のある方への理解促進等を図る。		
④ 対象者	警察職員	⑤ 参加者数	202人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	5月31日	警察本部	聞こえのサポーター養成講習会	京都聴覚言語障害者福祉協会	講義、実技
2	6月7日	警察本部	聞こえのサポーター養成講習会	京都聴覚言語障害者福祉協会	講義、実技
3	11月21日	警察学校	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	京都労働局ハローワーク西陣	講義
4	11月22日	警察学校	人権研修	京都地方法務局人権擁護課人権擁護委員	講義

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・無料の部外講師を招へい ・聞こえのサポーター養成講習会だけではなく、障害・人権に関する研修を追加で開催
⑬ 参加状況について	令和4年度から定期教養研修会と同時開催
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び日程の都合上、部外講師を頻繁に招へいできないため、資料配布等の補完措置を行う。 ・引き続き、聞こえの共生社会の推進を周知し関心と理解を深めさせ言語である手話の普及を図る。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	所属ハラスメント相談員研修会	② 担当課（室）	警務課人事第三係
③ 研修設定の意図及び具体的目標	各所属のハラスメント相談員を対象に、職場におけるハラスメントの潜在化防止等のため、ハラスメント相談受理・報告要領、事例検討等に関する研修を実施		
④ 対象者	各所属のハラスメント所属相談員	⑤ 参加者数	延べ1,138人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	春・秋の人事異動後	各所属	・ハラスメント相談受理・報告要領 ・事例検討	次席・副署長等 (防止対策責任者)	講義、検討会
2					
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	警務課配付資料を活用し、防止対策責任者による教養及び事例検討会を実施した。
⑬ 参加状況について	各所属の防止対策責任者及び所属ハラスメント相談員が参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	所属相談員に求められる役割、相談等を受理した場合の対応・報告要領等についての理解を深め、各所属での適切な相談体制の構築が図られた。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	死傷者多数事案における被害者等支援連携訓練	② 担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	特別被害者支援要員を対象に一般社団法人日本DMORTと連携して、死傷者多数事案を想定した実践訓練を実施し、支援要員の技術向上を図る。		
④ 対象者	警察本部及び警察署の犯罪被害者支援担当者等	⑤ 参加者数	104人
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	11月14日	京都府警察学校	死傷者多数事案を想定した被害者家族等支援連携訓練	日本DMORT、京都芸術大学学生等	ロールプレイング訓練、グループ討議
2					
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	京都芸術大学の協力（被害者家族役として参加）の下、（一社）日本DMORTと連携したロールプレイング訓練を実施し、被害者家族の心情に配慮したきめ細やかな犯罪被害者支援技術の向上に努めた。
⑬ 参加状況について	警察関係者や日本DMORTだけではなく、京都府犯罪被害者支援連絡協議会会員等、多くの関係機関・団体の職員も参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	警察関係者は、「経験したことのない貴重な経験だった。」、DMORTからは、「納体袋のジッパーを開けるところから対面が始まるのは配慮に欠ける。」等の訓練を通じて良かった点や改善点に関する声が寄せられ、今後の事案発生時における警察の迅速・的確な支援活動に役立てられるとともに、各団体との連携を図ることができた。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	新任犯罪被害者担当者研修会	② 担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	春の人事異動後、新たに警察署被害者支援担当者となった者に対して、被害者支援の概要や業務推進要領等について研修を実施し、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図る。		
④ 対象者	各警察署において新たに被害者支援担当者となった者	⑤ 参加者数	5人
⑥ アンケート実施有無	有 ・ (無)		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	4月5日	八幡警察署	犯罪被害者業務に関する教養	警務課犯罪被害者支援室員	講義
2	11月16日	亀岡警察署	同上	同上	同上
3	11月16日	右京警察署	同上	同上	同上
4	11月17日	下京警察署	同上	同上	同上

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	春の人事異動に伴い、新たに犯罪被害者支援担当となった者に対して、各種制度や支援要領等について教養を実施した。
⑬ 参加状況について	各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	各担当者に業務の流れや各種制度に留意事項を教養し、実務能力の向上が図れた。引き続き、各警察署犯罪被害者支援係への巡回により、警察本部との連携を密に図る。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	本部特別被害者支援要員及び警察署犯罪被害者支援担当者等研修会	② 担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室
③ 研修設定の意図及び具体的目標	死傷者多数事案が発生した場合を想定し、あらかじめ警察本部所属の職員を特別被害者支援要員として指定して、具体的な支援要領等を教養することにより、被害者等の心情に配慮した初期的支援活動の推進を図る。		
④ 対象者	警察本部特別被害者支援要員及び各警察署犯罪被害者支援担当者	⑤ 参加者数	116人
⑥ アンケート実施有無	○ ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	4月12日	京都府警察本部	死傷者多数事案発生時における適切な被害者支援の実施について	犯罪被害者支援室員 川端警察署員（死傷者多数事案の被害者支援従事者）	講義
2					
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価	
⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について	死傷者多数事案等発生時に初期段階から被害者及びその遺族に対する組織的かつ総合的な支援を迅速・的確に行い、被害者等の精神的負担の軽減と従事する警察官の実務能力向上を図る。
⑬ 参加状況について	警察本部特別被害者支援要員及び各警察署犯罪被害者支援担当者が参加した。 ※当初の事業名は「本部被害者支援要員研修会」及び「ブロック別犯罪被害者支援担当者研修会」
⑭ 研修効果（課題・方向性等）について	死傷者多数事案発生時に被害者支援を経験した警察官の講演を聴講することにより、同事案等発生時の被害者支援に大いに活かせるという意見が多数あり、担当者の能力向上が図れた。

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	新規性犯罪指定捜査員等研修会	② 担当課（室）	捜査第一課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	性犯罪指定捜査員として指定された警察官を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援等に関する研修会を実施し実務能力の習得を図る。		
④ 対象者	性犯罪指定捜査員に指定された者のうち、教養を必要と認める警察官	⑤ 参加者数	61人
⑥ アンケート実施有無	① 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	6月6日	警察本部	・実務に即した性犯罪捜査要領 ・被害者支援要領 司法面接を見据えた捜査指揮要領	警察職員	講義
2	6月13日				
3	6月9日				
4					

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>新たに指定された教養未受講者を中心とした研修『基礎的な性犯罪捜査要領』では、発生時の初動対応や被害状況等の聴取技能の習得等、一方、捜査経験豊富な幹部捜査員を中心とした研修『探究的な性犯罪捜査要領』では、代表者聴取を見据えたオープン質問による初期聴取等の捜査指揮要領の講義を行い、教養後にそれぞれ想定問題を用いた被害者聴取をロールプレイングにより体験させ、実践に即した研修会とした。</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>本年度新規性犯罪指定捜査員及び当該研修会未受講者を対象とし、さらに、その他の希望者も参加可能としたところ、『基礎的な性犯罪捜査要領』には49人、『探究的な性犯罪捜査要領』には12人、合計61人の参加があった。</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>事例等を中心とし被害者の心情に配慮した捜査等の教養を継続する。 本年度、刑法及び刑事訴訟法の一部が改正され性犯罪捜査を取り巻く環境が変化したことから、若手地域警察官が主体の教養と今回から捜査指揮をする幹部への教養を分けて実施した。 今後、より多くの警察官に対して同様の教養を行うため、京都府北部地域で勤務する警察官を対象とした北部会場での研修会実施を検討する。</p>

【警察本部】

令和5年度 人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

① 事業名	性犯罪捜査専科	② 担当課（室）	捜査第一課
③ 研修設定の意図及び 具体的目標	警察署の性犯罪捜査員を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、客観的聴取技法等に関する教養（警察学校における5日間の教養）を実施し実務能力の習得を図る。		
④ 対象者	警察署で性犯罪捜査に従事する警察官	⑤ 参加者数	25人
⑥ アンケート実施有無	⑥ 有 ・ 無		

※「⑤参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

実施状況					
回数	⑦ 開催期日	⑧ 会場	⑨ 研修テーマ	⑩ 講師等	⑪ 研修方法
1	12月4日 ～ 12月8日	警察学校	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪捜査要領 被害者支援要領 司法面接要領 	警察官、検察官、医師、 大学教授、児童相談所職員、 犯罪被害者支援センター事務員	講義、 ロールプレイング
2					
3					
4					

※研修実施回数に応じて

評価

<p>⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について</p>	<p>客観的聴取技法を用いた被害者の心情に配慮した聴取要領や性的マイノリティの理解等のほか、性犯罪捜査に必要な専門的知識の習得</p>
<p>⑬ 参加状況について</p>	<p>警察署で性犯罪捜査に従事する25人（男性16人、女性9人）</p>
<p>⑭ 研修効果（課題・方向性等）について</p>	<p>それぞれの立場で普段聴講することのない講師から講義を受けられたことで、参加者からは好評を得ている。 本年度、刑法及び刑事訴訟法の一部が改正され性犯罪捜査を取り巻く環境が変化し、司法面接を見据えた初期聴取の重要性を認識し、ロールプレイングによる教養等により実践的な教養内容の充実に努める。</p>